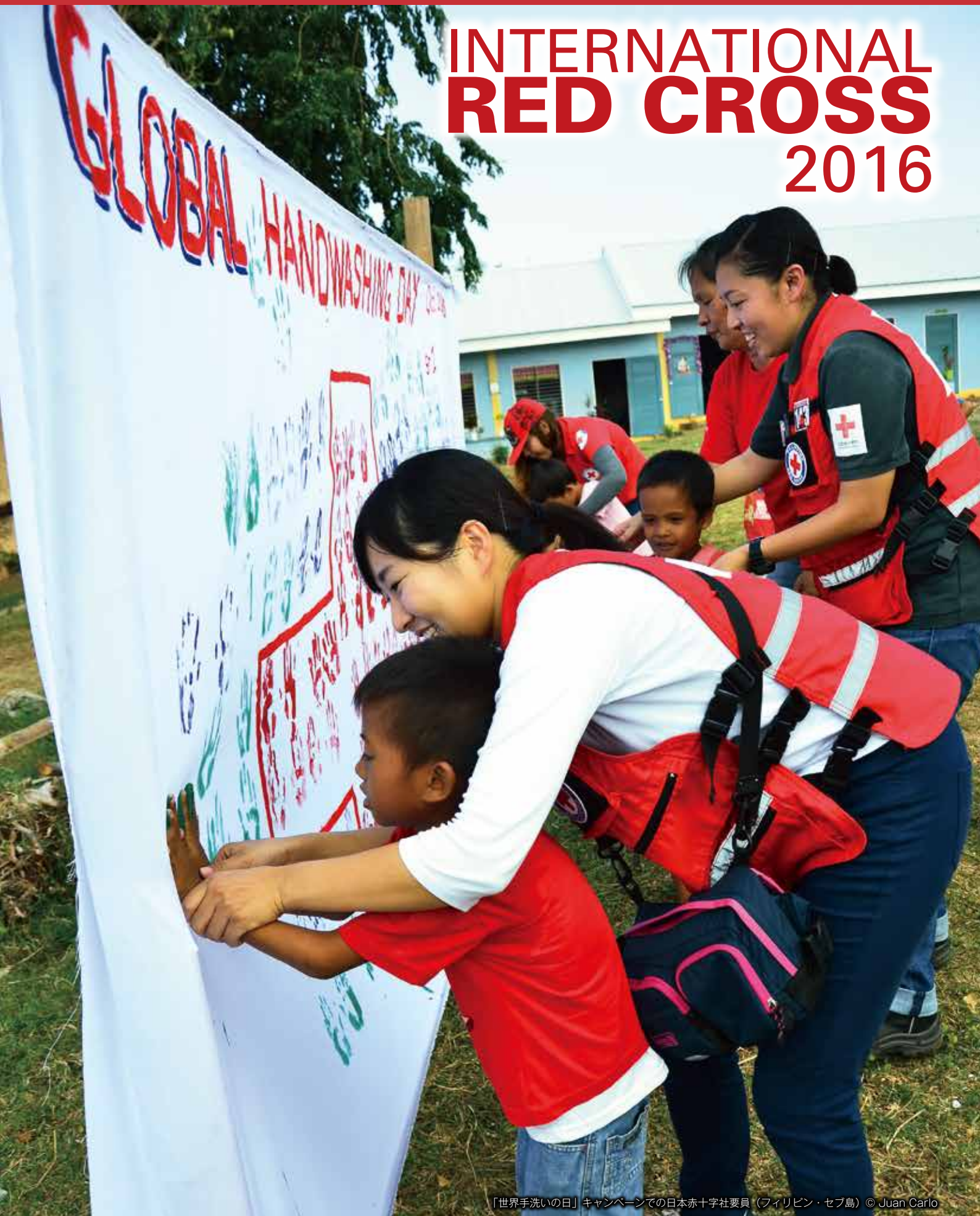


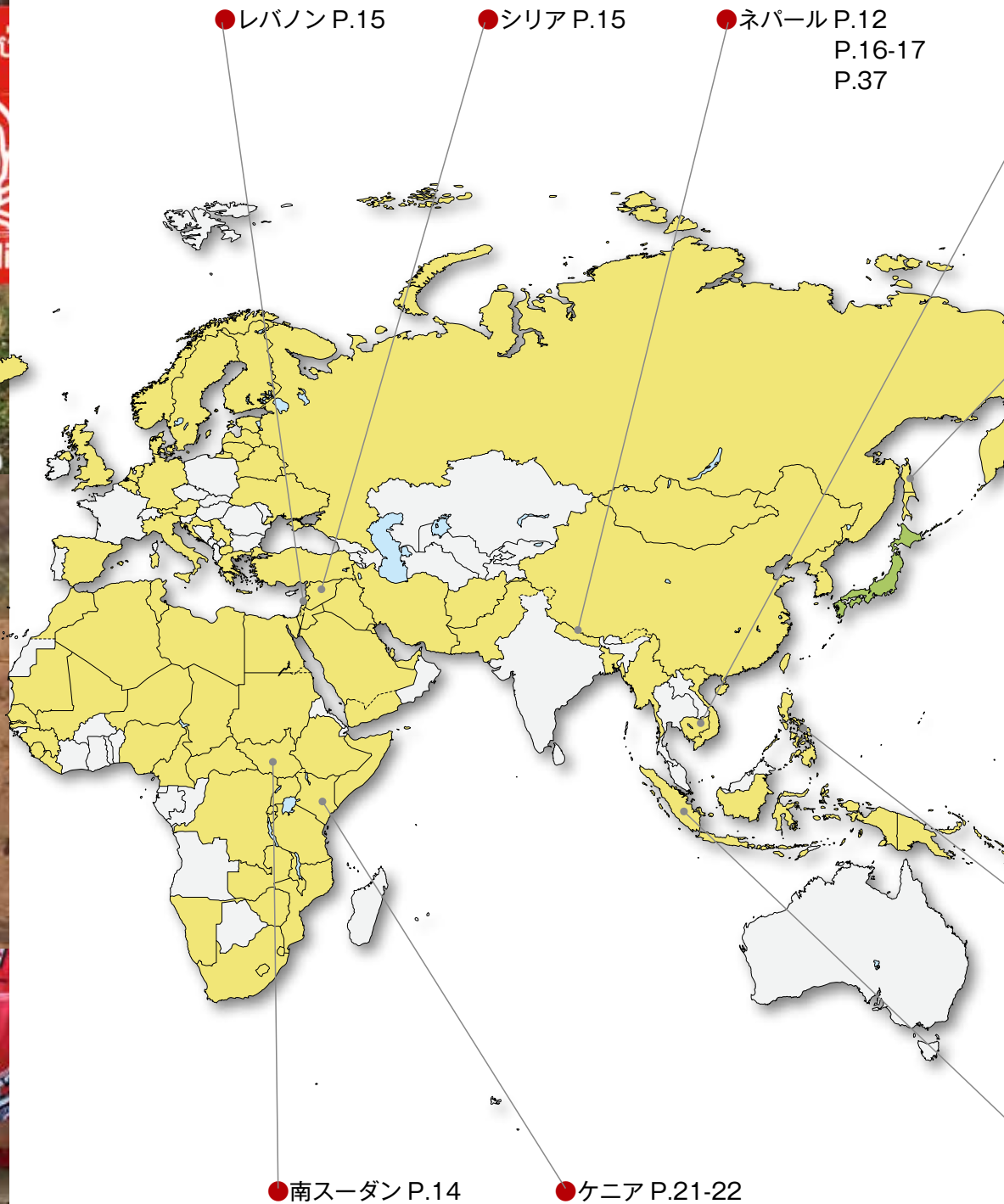
INTERNATIONAL RED CROSS 2016



「世界手洗いの日」キャンペーンでの日本赤十字社員（フィリピン・セブ島）© Juan Carlo

はじめに

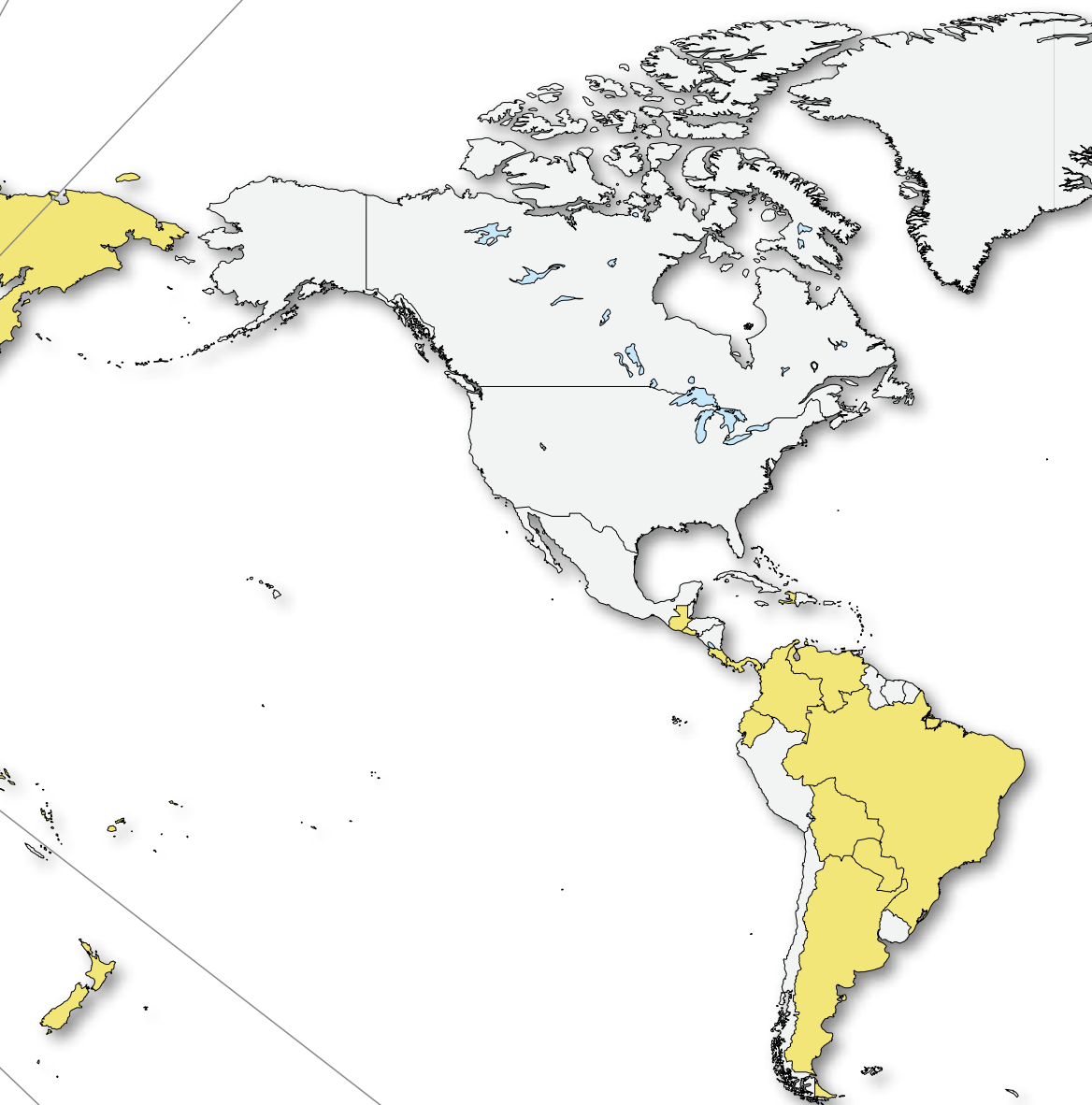
日本赤十字社の 2015年度支援対象国・地域



2016年9月現在、赤十字・赤新月社は、世界190の国と地域に存在します。日本赤十字社では、この世界的ネットワークを活用し、各国にある赤十字・赤新月社や国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)、赤十字国際委員会(ICRC)を通じた緊急救援、復興支援、開発協力等を行っています。今後も、最も支援を必要とする人々に、ニーズに基づいた継続的な支援を実施していきます。

●カンボジア P.23

●サハリン P.26



●インドネシア P.20-21

●フィリピン P.14
P.17

※上記以外の国にも、間接的に支援を行っている場合があります

**地震**

© Carl Whetham / IFRC

**感染症**

© Idrissa Soumare / IFRC

**食糧危機**

© Mario Leppanen / IFRC

**移民**

© Claudio Peri / IFRC

はじめに	2	日本赤十字社の 2015 年度支援対象国・地域
赤十字とは	5	1 赤十字のなりたち 【ソルフェリーノの戦い】
	6	2 国際赤十字・赤新月運動とは 【国際赤十字・赤新月運動の基本原則】
国際活動のあらまし	8	1 国際赤十字・赤新月運動の 3 つの特徴 2 日本赤十字社の活動 【国際赤十字・赤新月運動の主要会議】 【国際赤十字・赤新月社連盟「2020 年に向けての戦略」】
緊急救援	10	1 災害時の緊急救援 【ネパール地震災害緊急救援】
	13	2 紛争時の緊急救援 【ICRC による緊急対応（RD：Rapid Deployment）について】 【現場からの声】【ICRC 南スーダン紛争犠牲者支援事業（大塚 尚実）】 【中東人道危機への支援活動】 【現場からの声】【ICRC 中東紛争犠牲者支援事業（池田 載子）】
復興支援	16	1 赤十字の復興支援 2 復興支援の実際 【現場からの声】【ネパール地震復興支援事業（新野 智子）】 【フィリピン中部台風復興支援事業（渋谷 美奈子）】
開発協力	18	1 赤十字にとって開発協力とは 【「回復力（Resilience）」とは】 【国際社会が目指す取り組みと赤十字の誓約】
	20	2 支援事業の紹介 【現場からの声】【インドネシアコミュニティ防災事業（アワルディーン）】 【現場からの声】【ケニア地域保健強化事業（喜田 たろう）】 【現場からの声】【カンボジア救急法普及支援事業（足利 義啓）】 【世界で最も古い開発協力基金「昭憲皇太后基金」】
その他の国際活動	24	1 青少年赤十字 【現場からの声】【国際赤十字・赤新月社連盟ユースネットワーク担当（赤松 直美）】
	25	2 血液事業
	26	3 在サハリン「韓国人」支援事業
国際人道法	27	1 国際人道法の目的 【Health Care in Danger：危機にある医療支援】 2 国際人道法の要点 【赤十字標章（赤十字マーク）の意味】 3 ジュネーブ諸条約の適用範囲
離散家族支援	29	離散家族支援
赤十字の人道外交	31	1 国際社会における赤十字 2 人道外交 【世界に届ける人々の声】
原子力災害や核兵器問題への取り組み	33	1 原子力災害 2 核兵器廃絶を目指して 【被爆の瞬間から始まった赤十字の取り組み】
パートナーシップ	35	1 国際赤十字のパートナーシップへの取り組み 2 日本赤十字社のパートナーシップへの取り組み
世界中で活躍する人材	36	国際活動を担う人材の育成 【国際医療救援拠点病院】 【現場からの声】【被災者のこころのケア（森光 玲雄）】
国際活動の財源	38	ICRC、連盟、各国赤十字・赤新月社の財源



▲ © 日本赤十字社



▲ © 日本赤十字社



▲ © Sakari Piippo / IFRC

赤十字とは

1

赤十字のなりたち

1863年、戦争で傷ついた人々を敵味方の区別なく救うことを志したアンリー・デュナンら5人のスイス人が集まり、「五人委員会」が結成されました。これが今日の赤十字運動の最初の機関であり、「赤十字国際委員会 (ICRC)」の前身にあたります。彼らが訴えたのは、戦争による負傷者の差別なき保護に加え、平時から救護団体を組織すること、そしてそのための国際的な条約を締結することでした。

この訴えは世界各地で共感を呼び、同年、スイス等16カ国

が「赤十字規約」を採択し、各国に戦時救護団体が組織されました。「赤十字」と命名されたこの人道支援機関は、緊急時のために平時から備え、互いに連絡を保つ体制の基礎を作りました。

それから150年、赤十字は世界中に広がり、紛争や自然災害、感染症など、様々な苦しみの中にある人々を支援するために活動しています。

【五人委員会】



▲ルイ・アッピア
Dr. Louis Appia



▲ギュスタフ・モワニエ
Gustave Moynier



▲アンリー・デュナン Henry Dunant



▲アンリー・デュフル
Henri Dufour



▲テオドル・モノアール
Dr. Théodore Maunoir

ソルフェリーノの戦い

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年6月、フランス・サルディニア連合軍とオーストリア軍との間で行われたイタリア統一戦争の激戦地、ソルフェリーノの近くを通りかかりました。そこで見たものは、4万人にのぼる死傷者が打ち捨てられているという悲惨な有様でした。デュナンは、すぐに町の人々や旅人達と協力して、戦場に放置されていた負傷者を教会に収容するなど懸命の救護を行いました。

デュナンは、「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない。」との信念のもとに救護活動にあたりました。

ジュネーブに戻ったデュナンは、自ら戦争犠牲者の悲惨な状況を語り伝えるとともに、1862年11月『ソルフェリーノの思い出』という本を出版しました。この中で、

- ①戦争の負傷者と病人は敵味方の区別なく救護すること
- ②そのための救護団体を平時から各国に組織すること
- ③この目的のために国際的な条約を締結しておくことの必要性を訴えました。その結果誕生したのが赤十字です。



▲ソルフェリーノの風景

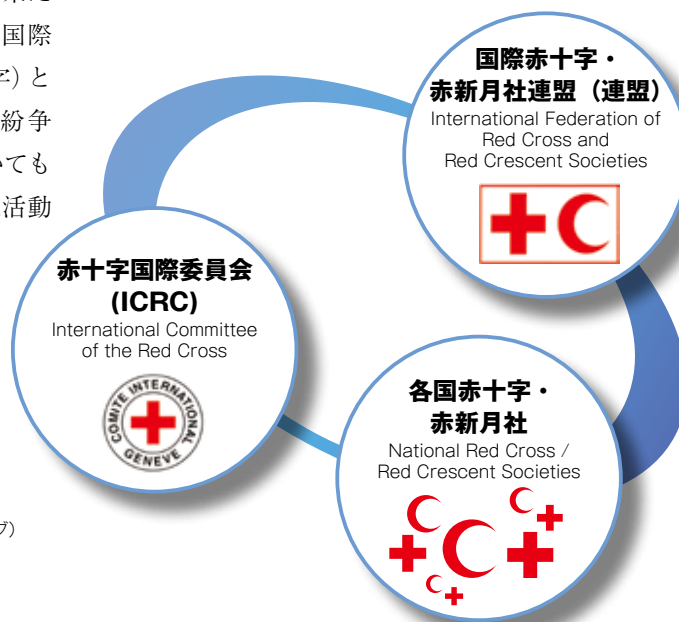
2 国際赤十字・赤新月運動とは

3つの機関が、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を果たすために活動しています。これを「国際赤十字・赤新月運動」（国際赤十字）と呼んでいます。この3つの機関は、紛争時だけでなく、災害時、平時においても互いに協力・連携し、世界中で人道活動を展開しています。



▲赤十字国際委員会本部（ジュネーブ）

赤十字の国際的ネットワーク



▲国際赤十字・赤新月社連盟事務局（ジュネーブ）



▲日本赤十字社本社（東京）

●赤十字国際委員会(ICRC)

戦時救護を目的として1863年に設立された五人委員会は、1875年に名称を「赤十字国際委員会（ICRC）」に改めました。ICRCの中心的活动は武力紛争の犠牲者に対して人道的支援を行うことであり、スイスのジュネーブに本部を置き、現在、全世界で14,000人以上の職員が活躍しています。主な任務は次のとおりです。

- ・紛争時に、中立機関として犠牲者の保護と救済にあたること
- ・国際赤十字・赤新月運動の基本原則が守られるようにすること
- ・国際人道法の研究と普及を推進し、人道法が守られるようにすること
- ・新しい赤十字・赤新月社の承認を行うこと

●各国赤十字・赤新月社

赤十字の理念に基づき、各国で人道的活動を実施する組織です。2016年9月現在、世界に190社（赤十字社155社、赤新月社34社、イスラエル・ダビデの赤盾社）があります。赤十字の基本原則により、1国には1社のみ存在します。赤新月とは、イスラム圏の国々が赤い十字の代わりに用いている、赤い三日月のマークです。2005年12月には、3つ目のマークとして「レッドクリスタル（公定訳未定）」が採用されましたが、いずれも同じ使命を担って活動する赤十字運動の一員です。各国赤十字・赤新月社は大規模災害などの際には、互いに協力して支援活動を行います。



●国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）

1919年に設立された、各国の赤十字・赤新月社の連合体です。連盟の中心的活动は各国赤十字・赤新月社とともに行う災害被災者への支援や保健衛生分野での取り組みなどです。独自の憲章を持つ独立した国際機関で、ジュネーブの事務局のほか、世界60カ所以上に代表部を置き、現在、全世界で2,900人あまりの職員が活躍しています。連盟の主な任務は次のとおりです。

- ・各国赤十字・赤新月社の人道的な活動を支援・推進すること
- ・各国赤十字・赤新月社の連絡調整・研究を行うこと
- ・各国赤十字・赤新月社の設立・発展を促進すること
- ・災害時の国際救援活動の調整をすること

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

国際赤十字・赤新月運動の基本原則は、1965年、ウィーンで開催された第20回赤十字国際会議において宣言されたものです。これらは赤十字のすべての活動の基盤です。「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる者は敵

味方の区別なく救われなければならない」という人道の原則こそ赤十字運動の基本であり、他の6つの原則は人道を実現するために必要となるものです。

人道 Humanity

国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字・赤新月）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月は、すべての国民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。

公平 Impartiality

赤十字・赤新月は、国籍、人種、宗教、社会的地位又は政治上の意見によるいかなる差別もしない。赤十字・赤新月は、ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中立 Neutrality

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的又は思想的性格の紛争には参加しない。

独立 Independence

赤十字・赤新月は独立である。各国の赤十字社、赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律にしたがうが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるよう、その自主性を保たなければならない。

奉仕 Voluntary Service

赤十字・赤新月は、利益を求めない奉仕的救護組織である。

単一 Unity

いかなる国にもただ一つの赤十字社あるいは赤新月社しかありえない。赤十字社・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性 Universality

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社・赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

国際赤十字・赤新月運動の基本原則は、第20回赤十字国際会議〔1965年・於ウィーン〕において宣言されました。この原文では文中の主語が「赤十字は」となっていましたが、第25回赤十字・赤新月国際会議〔1986年・於ジュネーブ〕ではこれを「国際赤十字・赤新月運動」と改訂し、現在の基本原則が採択されました。



▲ © IFRC

国際活動のあらまし

災害や紛争の背景には、社会情勢、経済事情、歴史、政治、環境問題などの要因が絡み合い、その様相や被害状況は被災地域によって様々です。そのため、国際活動に求められるニーズも多種多様であり、またそのニーズ自体、刻一刻と変化していきます。

そうした被災地のニーズに的確に応えるため、赤十字の国

際活動は、各国赤十字・赤新月社と、その連合体である国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）、紛争犠牲者への支援を行う赤十字国際委員会（ICRC）が、相互に協力し合いながら実施しています。それにより、事業の重複や混乱を避け、被災者が本当に必要とする支援を届けることができるのです。

1

国際赤十字・赤新月運動の3つの特徴

政府機関、国連組織、NGO(非政府組織)など、国際援助に携わる団体は数多く存在します。その中で、国際赤十字・赤新月運動は以下の3つの特徴を活かして世界規模の人道活動を展開しています。

共通の理念・原則 国際赤十字・赤新月運動の基本原則や国際人道法など、赤十字の活動の根拠となる共通の理念と原則に基づいて活動します。

ボランティアの力 全世界で1,600万人にも及ぶ赤十字のボランティアが、地域の隅々にまで根を張り、最も弱い立場にある人々のために活動します。

国際的なネットワーク 世界190の国と地域に赤十字・赤新月社があり、それぞれの資源やノウハウ、特徴を活かして、互いに連携して活動します。

2

日本赤十字社の活動

日本赤十字社は、国際赤十字の決議等に基づき、国際赤十字の一員として、世界各地での紛争や自然災害等の被災者を救援し、復興支援活動を行うとともに、アジア・大洋州及びアフリカ地域において、防災・疾病予防にかかる活動を支援します。活動にあたっては、支援を必要とする人々や地

域が持つ力（回復力）を尊重し、支援の効果が持続的に定着することに重点を置きます。

また、国内では国際人道法の普及に努め、ICRCや連盟等とともに、原子力災害や核兵器問題に対する国際赤十字としての取り組みを積極的に推進し、提言を行っていきます。

主な取り組みは次のとおりです。

- ・紛争や自然災害における緊急救援事業の実施と緊急即応体制の強化
- ・復興支援事業の実施
- ・中長期にわたる開発協力事業の実施
- ・国際人道法の普及
- ・赤十字・赤新月国際会議等における政策提言の実施
- ・原子力災害や核兵器問題への国際赤十字としての取り組みの推進

国際赤十字・赤新月運動の主要会議

赤十字の活動は、赤十字に関する諸条約及び赤十字の基本原則に基づいて、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）及び各国赤十字・赤新月社の相互の協力体制のもとに実施されています。この国際赤十字・赤新月運動の方針を決定する重要な会議として、次の3つのものが定期的に開催されています。

1. 国際赤十字・赤新月社連盟総会（2年ごとに開催）

連盟及び190の各国赤十字・赤新月社代表で構成される、連盟の最高意思決定機関です。

2. 国際赤十字・赤新月運動代表者会議（2年ごとに開催）

国際赤十字・赤新月運動すべての機関（連盟、各国赤十字・赤新月社、ICRC）の代表が赤十字運動の共通課題を議論する会議です。

3. 赤十字・赤新月国際会議（4年ごとに開催）

ICRC、連盟及び各国赤十字・赤新月社の各代表に加え、ジュネーブ諸条約締約国政府の代表が参加する国際赤十字・赤新月運動の最高議決機関です。

この会議では、政治的性格をもつ討論の裁定はできません。ジュネーブ諸条約等について提議を行い、また国際赤十字・赤新月運動全体に関わる問題について協議します。

各国の赤十字・赤新月社代表と政府代表、ICRC、連盟が一票ずつ投票権を持っています。



▲第32回赤十字・赤新月国際会議の様子 © 日本赤十字社

国際赤十字・赤新月社連盟

「2020年に向けての戦略（Strategy 2020）」

2009年11月、ケニア・ナイロビにおいて開催された国際赤十字・赤新月社連盟総会において「2020年戦略」が採択されました。この戦略では各国赤十字・赤新月社の共通の核となるべき目標や活動内容が以下のように示されています。

1. 私たちは何者か（ビジョン）

赤十字は、社会的に弱い立場にある人々の生活を改善する使命に従い、地域社会とそのニーズの変化を踏まえながら、社員とボランティアのネットワークを生かして、人々の苦痛の予防と軽減に貢献します。

2. 私たちは何をすべきか（目標）

- ①（災害救援と復興）地域社会の対応能力を超えた災害に対処し、復興を支援します。
- ②（保健衛生と安全）個人や地域社会の回復力を強化することを通じて、人々の健康を守り将来の災害に備えます。
- ③（社会的統合）高齢者や障がい者、孤児、移民など社会的、経済的に不利な条件におかれた人々の社会的一体性を促進します。

3. 私たちはどのように行動するか

- ・地域社会における赤十字のネットワークを育成し、活動基盤を強化します。
- ・新たな支援ニーズに早急に対応し、人道危機の予防と沈静化を促します。
- ・人道問題、災害救援、医療保健、社会福祉などの分野で政府の補助的役割を果たします。
- ・外部団体、専門家、企業などと協力して活動します。
- ・受益者、寄付者、政府などへの説明責任を果たします。

緊急救援

▲ © IFRC/Belgian Red Cross

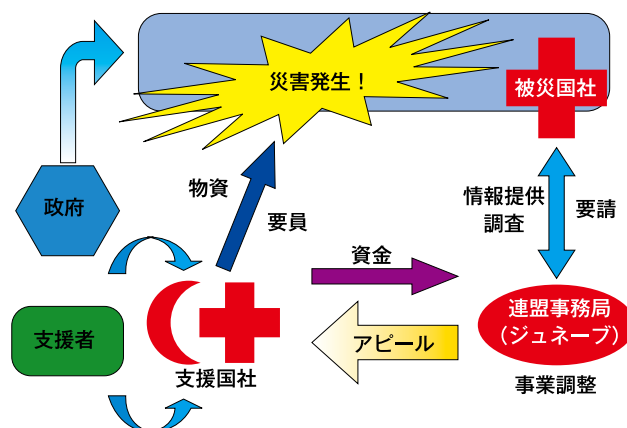
世界各地では、絶え間なく自然災害や紛争が発生し、日々、人々のいのちや健康を脅かしています。大規模な災害や紛争が発生すると、何よりもまず、被災者に対する医療や衣食住の支援といった緊急救援が必要となります。緊急救援は赤

十字のもっとも重要な使命の一つであり、支援を必要とする人々へ迅速にアクセスするため、平時から緊急事態への万全の備えをしています。

1 災害時の緊急救援

地震や津波、台風、洪水、干ばつなどによって世界中で毎年多くの人々が死傷し、住まいや財産が失われています。これら災害発生時の緊急救援は、赤十字の最優先活動です。

自然災害が発生し、その国の対応能力を超えた救援活動が必要と判断される場合、被災国の赤十字・赤新月社は救援活動を続けながら、連盟に国際的な支援を要請します。連盟は、この要請に基づきニーズ調査を行い、支援計画として「緊急救援アピール」を発表します。各国赤十字・赤新月社はこれに対し、連盟の調整のもとで資金・物資・救援要員派遣などの支援を行い、被災国赤十字・赤新月社の救援活動をサポートします。



1. 救援活動のツール

緊急対応ユニット

(ERU : Emergency Response Unit)

ERUは、大規模な災害等が発生した際に、赤十字の迅速な救援活動を可能にするための連盟の災害救援ツールで、予め訓練を受けた人員や資機材の総称です。1990年代以降に生まれた構想で、基本的なコンセプトは、以下の2点に集約されます。

- (1) 現地の社会インフラが機能しなくなる緊急事態や大規模災害の発生に備え、各国赤十字・赤新月社は、緊急出動可能な訓練された専門家チームおよび資機材をユニットとしてあらかじめ整備しておく。



▲ネパール地震救援活動 © 日本赤十字社

(2) 緊急事態や大規模災害の発生後、連盟の調整の下、ERUを緊急展開し、当面1カ月間、他からの支援を得ることなく自己完結型のチームとして活動を行い、最長4カ月間活動を継続する。その間は派遣する人員・活動経費共にERUを派遣した赤十字・赤新月社が負担するが、その後は連盟の調整の下、被災国の赤十字・赤新月社等に資機材や活動を引き継ぐ。

ERUは、後述の「FACT」によるニーズ調査においてその必要性が確認されてから、連盟より派遣要請が出され、その指示に基づき派遣・展開されることになります。

被災地の多様なニーズに対応するため、以下のようなERUが各国赤十字社において整備されています。

- ・病院ERU : 大規模手術、入院を含む総合医療
- ・基礎保健ERU : 基礎保健、診療所等を設置しての基本的な医療、母子保健、予防接種等
- ・給水・衛生ERU : 生活用水や保健医療活動に必要な水の提供、トイレの設置や下水処理等
- ・通信ERU : 現地での通信環境の整備
- ・ロジスティクスERU : 救援物資の調達・保管や救援資機材の輸送
- ・救援ERU : 受益者の登録および救援物資の配付
- ・ベースキャンプERU : 各国赤十字社のERU要員向け宿泊地、事務所、キッチン、トイレ等の提供

大規模災害の救援現場では、各国から多様なERUが集まり、総合的な救援活動が行われます。

なお、ERUは先進国の赤十字社を中心に整備されており、日本赤十字社もアジア・大洋州地域内で唯一、基礎保健ERUを2001年から整備・保有し、2016年までに計15回、大地震や洪水被害などに対して派遣されてきました（人員のみの派遣の場合を含む）。

日本赤十字社からのERUの派遣

年・月	災害名
2001年1月	インド地震
2003年12月	イラン南東部地震
2004年12月	スマトラ島沖地震・津波
2005年10月	パキスタン地震 (ICRC)
2006年11月	ケニア洪水
2008年12月	ジンバブエ コレラ禍
2010年1月	ハイチ大地震
2010年2月	チリ大地震
2010年8月	パキスタン洪水
2010年11月	ハイチ コレラ禍
2012年8月	シエラレオネ コレラ禍
2013年11月	フィリピン中部台風
2014年4月	リベリア エボラ禍
2015年4月	ネパール地震
2016年3月	ギリシャ北部 難民

フィールド調査・調整チーム (FACT : Field Assessment and Coordination Team)

FACTとは、各国赤十字・赤新月社や連盟のスタッフにより構成された調査・救援調整チームです。災害発生後、24時間以内に現場へ派遣され被災状況やニーズの調査を実施し、支援計画である緊急救援アピールの骨組みとなる情

報を収集します。救援分野の専門的知識や経験、被災地での調整能力などが求められるため、選抜された経験豊かなスタッフにより構成されます。

給水・衛生キット

給水・衛生キットは、中規模の災害における給水・衛生関連活動のツールとして連盟が開発したものです。国際支援が必要とされる災害時に、ERUが展開されるより早く被災国赤十字・赤新月社のスタッフやボランティアにより災害対応ができるよう、予め災害多発国に配備されています。同キットには、浄水器や給水タンク、水質検査キット、簡易トイレ用資材、衛生教育用の文房具が含まれています。

日本赤十字社は、アジア・大洋州地域の災害多発国にこれらの資機材の配備を支援し、さらに配備国の赤十字・赤新月社のスタッフやボランティアがキットを効果的に運用できるようにするための人材育成を行っています。2011年以降、ネパールやバングラデシュ、インド、ベトナム、東ティモール、フィジー、サモアなどアジア・大洋州地域の広い地域で配備を進めてきました。

バングラデシュではキット配備後の2014年と2016年に発生

した洪水災害に際しての被災者支援活動で給水・衛生キットがいち早く活用され、安全な飲料水の供給のほか、簡易トイレの設置やボランティアを通じた衛生普及活動など、洪水被災地の給水・衛生状態改善のための活動が行われました。



▲バングラデシュでの洪水救援で出動した給水・衛生キット
(浄水ユニット：1時間で4,000リットルの浄水が可能) ©IFRC/BDRCS

2. 災害法プログラム

災害に関連する法や基準がそれぞれに大きく異なる国々から被災国が医療面や物資などの様々な援助を受け入れる際には、国内の関税や医療に関する法により円滑な受入れや効果的な活用が困難になることが多くあります。こうした海外からの円滑な支援の受入れを可能にするための国内法整備を奨励することを目指して策定されたのが、『国際的な災害救援および初期復興支援の国内における円滑化および規制のためのガイドライン』（IDRLガイドライン）です。

IDRLガイドラインは、2007年11月に行われた第30回赤十字・赤新月国際会議において採択され、実用化に向けた作業が連盟、各国赤十字社・赤新月社およびジュネーブ条約採択国政府の間で進められてきました。このプロセスの中で各国政府等からの要望により、2013年には各国における円滑な導入を可能にするため、実際にIDRLガイドラインの内容を法律にした場合のモデル法が示されました。

また、2011年11月の第31回赤十字・赤新月国際会議において、突発災害時のためのIDRLガイドラインに加え、各国における防災・減災に関連する国内法の整備がいかにより有効に防災・減災に寄与するかや災害後の仮設シェルター設置時の法的障害についての研究も行われています。

防災・減災に関連する国内法整備とその有効性の研究については、31カ国においてインターネット・リサーチなどの机上研究による各国における関連法令の調べ上げと、実際の災害の際にそれら法令が防災・減災にどのように機能したのかを現地訪問を通じた国、地方自治体、有識者、NGO、被災者などへのインタビューなどにより実施しました。それら調査研究の報告書が2014年に国際赤十字とUNDP（国連開発計画）に

よって完成され、公開されました。

さらに、連盟は、各国政府が法的枠組みの見直しを行う上で、UNDPと共同で作成したチェックリストを活用するよう呼びかけています。「法規制を整備しているか」「法令により減災・防災に対し然るべく予算が確保されているか」などの10項目が挙げられています。

3. 国連機関やNGOとの連携

赤十字は、災害や紛争発生時に、国連機関やNGOとの緊密な連携・調整のもと、活動を展開しています。メディアが発達した今日では、災害発生の第一報をきっかけに多くの国の救援隊やNGOが被災地へ駆けつけます。そうした様々な機関の活動が互いに重複したり混乱が生じたりしないよう、調整を図ることが非常に重要です。

（1）救援活動における国際的な基準策定への動き

救援に関わる機関やNGOの増加にともない、救援の費用対効果や基本的人権の確保といった視点からも、救援活動の内容について一定の国際基準が求められるようになりました。

1994年には、主要なNGOと赤十字が協力して作成した「国際赤十字・赤新月運動及び災害救援を行う非政府組織（NGO）のための行動規範」（通称：Code of Conduct）という人道援助（救援活動）に関する倫理規程が採択され、2016年現在、600以上の国や団体が加盟しています。また、1999年に始動した「スフィア・プロジェクト」により、食糧援助や難民キャンプ設営など、より具体的な技術面についての「人道憲章と災害援助に関する最低基準」が設定されました。

（2）赤十字が中心となる自然災害時のシェルター（避難所等の住居及び生活用品）の運営

ネパール地震災害緊急救援

2015年4月25日及び5月12日、ネパールの首都カトマンズ近郊を震源とする地震が発生しました。これらの地震により、死者はネパール国内で8,857人、ビルや家屋の全壊は約63万戸、半壊は約30万戸という甚大な被害もたらされました（2016年4月現在、国際赤十字・赤新月社連盟発表）。

日本赤十字社は、発生当日及び翌日に医師、看護師を中心とした先遣隊6人を派遣したほか、国際赤十字・赤新月社連盟の要請に基づき基礎保健ERU（緊急対応ユニット）を派遣し、被害が大きかった同国東部メラムチ村の診療所を拠点に救援活動を実施しました。4月29日から7月31日までの約3カ月間に医療要員45人を派遣し、延べ2万570人に対し、診療所での治療のほか、巡回診療、保健・衛生知識の普及、こころのケアなどを実施しました。

また、被災者の救援ニーズに応えるため、マレーシアに備蓄してある救援物資4,000万円相当（衛生用品2,621セット、ウール毛布1万2,863枚、蚊帳3,000張、ポリタンク2万個、ビニールシート1,290枚）を提供しました。



▲村人と折り紙で交流：こころの傷も癒やす © 日本赤十字社

災害や紛争の被災者に対する支援において、いくつかの主要機関が特定の分野を主導します。栄養問題や給水・衛生問題はユニセフ（国連児童基金）、保健サービスはWHO（世界保健機関）、物資輸送はWFP（世界食糧計画）、紛争難民へのシェルターはUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）などです。そうした中で、自然災害時のシェルターについては、担当する機関がありませんでした。

赤十字は、これまで被災地や紛争地で積極的にシェルターの提供を行ってきたことから、国連からの要請を受けてシェル

ター分野での主導機関として、その実績と世界的なネットワークを活かしています。

（3）平時における他団体とのパートナーシップ

国内外で発生する紛争や災害時に日本赤十字社は、NGO、経済界、行政との対等なパートナーシップの下、協力・連携して緊急援助をより効率的かつ迅速に行うために組織された「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」に参画し、平時より他団体との情報共有や連携の強化を図っています。

2 紛争時の緊急救援

赤十字の誕生以来、その活動の中心となってきたのは、武力紛争（紛争）における犠牲者への支援であり、紛争地における赤十字の活動を主に担っているのが赤十字国際委員会（ICRC）です。ICRCは、現在紛争が続いている国や地域、また難民や国内避難民が発生している各地に代表部を置いており、その国の全ての紛争当事者と接触し、赤十字・赤新月社、連盟と協力しながら、紛争犠牲者の支援にあたっています。

紛争地におけるICRCの主な使命は、

- ・紛争犠牲者の保護と支援
- ・離散家族の連絡回復・再会支援(家族をつなぐ赤十字通信の配達、追跡調査等)
- ・捕虜、被拘束者訪問
- ・国際人道法の普及と実践

等であり、具体的な活動としては、(1) 保護活動、(2) 支援活動、(3) 予防活動、(4) 赤十字間の連携の4つに分類されます。

（1）保護活動

敵に捕らえられた兵士や文民は、敵から非人道的な扱いを受ける可能性があるため、ICRCはこのような人々が人道的な



▲イラク、アンバール県で情勢不安により逃げ惑う人々 © イラク赤新月社

取り扱いを受けることを確保するために、捕虜や被拘束者を訪問します。その際、ICRCの職員は立会人なしに拘束状況を調べ、改善が必要な場合には、外部に公表することなく拘束している当局に働きかけます。ICRCがこの活動を行う権限は、国際人道法によって与えられています。2015年の1年間に、1,596カ所の刑務所や収容施設において、ICRCの関係者が928,812人の被拘束者を訪問しました。

またICRCは紛争において離ればなれになった家族の絆を回復する離散家族支援活動も行っています。世界に広がる赤十字・赤新月のネットワークを駆使したICRCの活動により、赤十字通信が紛争や騒乱などにより離ればなれになった家族に届けられたほか、電話やテレビ電話による家族同士の連絡の仲介も行われました。（離散家族支援についてはP.29参照）

（2）支援活動

ICRCは紛争で被害を受けた一般市民や、紛争で傷ついた兵士に対して救援活動を行います。紛争現場では迅速な対応が必要となるため、ICRCは世界各地に人と物資の輸送体制を整えて有事に備えています。敵味方の区別をせずに支援を行なう公平で中立、かつ独立した国際組織として、救援物資の配付、医療・保健サービス、水へのアクセス、持続可能な生計を保障するための支援などを提供します。

（3）予防活動

ICRCは紛争が発生してからだけではなく、平時においても、いざ紛争が起きたときに被害が最小限にとどまるよう、予防活動も行っています。具体的には、戦争におけるルールである国際人道法の順守を確保するための軍や当局への働きかけや、地雷や不発弾などが紛争後に一般市民にもたらす不要の苦痛を軽減するための啓発活動などを行っています。（国際人道法についてはP.27参照）

(4) 赤十字間の連携

紛争地域での救援活動はICRCが主導することが多く、他の機関と連携して活動する場合には、主導機関として協力機

関の支援や各種調整にあたります。また国際人道法や国際赤十字・赤新月運動の基本原則の普及、保健医療の提供、離散家族などの情報交換においても緊密な連携が取られます。

ICRCによる緊急対応 (RD : Rapid Deployment) について

ICRCによる緊急対応 (RD : Rapid Deployment) とは、紛争状況下にあるICRCの活動国・地域において緊急事態が発生した際に、連盟の自然災害時の緊急救援ツールである緊急対応ユニット (ERU : Emergency Response Unit) を活用し、ICRCの指揮のもと救援活動を展開するものです。

2008年に始動したRDメカニズムへ、現在、日本赤十字社を含む12のERUを保有する赤十字社が参画しています。有事の際は、各国赤十字社はICRCからの要請に基づいて48時間以内に指定された場所へ資機材や人員を動員し、最長3カ月間の活動を実施します。

日本赤十字社は、2012年12月に発生したフィリピン南部台風の被害に対し、ICRCの要請に基づき、フィリピン赤十字社とICRCが共同運営する仮設診療所へ医療チームと資機材を出動させ、救援活動を実施しました。これは、日本赤十字社がRDメカニズムを通じて保健・医療活動を実施した初めてのケースです。



▲フィリピン南部台風救援の現場において薬の飲み方などを患者に説明する薬局担当の看護師 © Hitomi Makabe / ICRC

「紛争地で医療を行う」とは？

大塚 尚実 (おおつか なおみ) ICRC南スーダン紛争犠牲者支援事業

平和な日本で麻酔科勤務医として日々を送る私は、世界で最も新しい独立国である南スーダン共和国 (南スーダン) で、ICRCが展開する移動外科チーム (Mobile Surgical Team) の麻酔科医として2カ月間活動しました。

ICRCはジュバ (現・南スーダンの首都) に1980年代から事業を展開しており、2011年の独立後も様々な分野での救援活動を行っています。南スーダンは、1980年代から続く独立前の内戦、その後の独立、そして独立後の内戦と、紛争を繰り返しています。世界で最も貧しい国の一つと言われ、電気・水道のない集落で、痩せた家畜を放牧しながら暮らしています。

Mobile Surgical Teamは、南スーダン各地で外科手術を行うチームで、主な対象は「戦傷」患者です。一部の病院は、紛争の最前線に近い地域にもあります。紛争が激化し退却・再開を繰り返しているような場所で行う手術は、創意工夫の連続となります。世界中から参集した外科医も麻酔科医も、自国のような恵まれた手術環境は望めません。ICRCが持ち込んだ、とてもシンプルな道具でできることを模索する、いわば「腕が問われる」環境です。何もなくとも安全な手術や麻酔を行える力量こそが、今回のような現場で必要とされるのだと強く感じました。麻酔に関してはすべての責任を負う、誰も頼れないというプレッシャーは相当でしたが、今回は幸い同僚や現地スタッフに助けられ、大きな事故なく終了することができました。

現場からの声

現在の南スーダンの内戦の背景は、民族間の争い입니다。日本人として、その根深さを理解することは難しいこともあります。「傷が治ったらどうする？」と患者に尋ねたら、「また戦場に行く」と返答されました。医療従事者は、目の前の患者を診ていればよい、とドライに患者に接することも可能ですが、私は、やり切れない気持ちになりました。「自分は紛争地で医療を行っているのだ」と改めて認識したことは忘れられません。



▲麻酔を管理する大塚医師 (ジュバの軍事病院にて) © ICRC

中東人道危機への支援活動

シリアでの紛争が6年目に突入した中東地域の情勢は一段と混迷を深めています。シリアの国内避難民は約656万人、周辺国への難民は483万人、更にヨーロッパに渡る移民も急増しました（数字はいずれも2016年4月現在、国連発表）。

紛争の長期化で国際社会の援助疲れも目立ち、国際赤十字として包括的・長期的な支援がより一層求められていることから、日本赤十字社は、2015年3月に「中東地域紛争地域犠牲者支援3カ年計画」を策定しました。2015年から2017年までの3年間にわたり、シリア及びその周辺国、さらにはパレスチナなど中東地域への支援を重点的に行っています。初年度の2015年にはレバノン、ヨルダン、パレスチナに医療要員など5人を派遣したほか、国際赤十字を通じて約1億円の資金拠出も行いました。シリア国内では、シリア赤新月社を通じて、国内避難民への栄養管理やこころのケアの支援、また、レバノンではシリア難民に対する給水・衛生サービスの提供の支援を行いました。



▲ © Donald Bostöm / IFRC

「身体の機能の再建から こころ、そして人生の再建を目指して」

池田 載子（いけだ のりこ） ICRC中東紛争犠牲者支援事業

2011年にシリア紛争が始まり、隣国のレバノンに100万人を超えるシリア難民が流入しています。ICRCは、2014年にレバノン北部のトリポリに、再建手術を中心的に行う武器創傷外科トレーニングセンター（WTTC: Weapons Traumatology and Training Center）を開設しました。その目的は大きく二つあり、一つ目はシリア紛争を中心とした武器による犠牲者に対して医療を提供することです。二つ目は、赤十字が持つ豊富な戦傷外科に対する知識や技術を中東の医学生に教育し、中東全体における戦傷外科の治療の質を向上させるというものです。私はこのWTTCで2014年と2015年の二度にわたり活動を行いました。

レバノンで暮らすシリア難民にとってWTTCに来ることは簡単ではありません。正式な滞在許可を持たないため検問所で拘束されることがよくあるからです。その危険を冒しても、患者さんは「治るかもしれない」という一縷の望みをかけてWTTCにやってきます。なぜなら、彼らは骨折したまま、あるいは傷が感染した状態のまま何年もレバノンで暮らしているからです。

患者さんの中には一年以上入院している人もいました。彼は片足を太ももから切断し、もう一方の足も膝関節が十分に曲がりません。しかし不屈の精神で何度にも及ぶ手術や辛いリハビリに耐え、装具を付けて歩き、日常生活を自立して行えるようになりました。私がレバノンを離れる時には、渡欧するための最後の手続きを待っていました。渡欧した彼を待つのは恐らく厳しい環境だと思います。しかし、内戦の続くシリアに戻るのではなく、異国での生活を選んだ彼が平穏に暮らせることを祈ってやみません。

彼だけでなく、他の多くの患者さんを通して強く感じたことが

あります。赤十字がレバノンで行っているこの活動は、人々の身体の機能を再建するだけではなく、こころの再建につながり、そして家族、生活、人生への再建へとつながっているのです。赤十字はWTTCと同様の活動を、レバノンの首都ベイルートでも開始し、救急外来部門はすでに稼働を始めています。今後も、より多くの紛争犠牲者の人々に赤十字の援助が届くようにと強く思っています。



▲リハビリを続け、渡欧を目指すシリア難民 © ICRC



▲ WTTCでの勤務の様子（トリポリ）© ICRC

現場からの声



▲◎ 日本赤十字社

復興支援

大規模な災害では、住居の再建や保健医療システムの回復など、地域の復興に長い時間を要します。そのため、緊急救援のニーズが終了した後も、被災者の生活や健康が将来にわたって脅かされ続けることがあります。そこで、赤十字は、

国連等が被災国政府とともに策定する全体の復興計画の中で赤十字が行なうべき中長期計画を策定し、他のNGO等とも連携しながら多岐にわたる復興支援事業を行っています。

1 赤十字の復興支援

赤十字による復興支援は、災害などで被災した人々のいのちと健康、尊厳を守ることを目的に、人々が自らの力で立ち直り、健康で自立的な生活を取り戻すために必要な支援を行うことです。どのような地域であっても、人々は本来、危機から回復する力（Resilience）を持っています。赤十字は、復興に向けた計画・立案から実施まで、地域の人々とともに進めていきます。

具体的には、被災した住宅や保健医療施設の再建など、被害の復旧にとどまらず、被災国の赤十字・赤新月社での救援物資の備蓄やボランティアの訓練、さらには地域での防災の取り組みを促す啓発活動などを実施します。人々や地域社会への支援を通じて、災害に強い社会や地域づくりを支援につなげていくことが最大の目的です。赤十字による支援の特徴は、救援から復興、そして防災対策までを一連のプロセスで捉え、継ぎ目なく実施することです。



▲フィリピン中部台風復興支援事業で被災者住宅の入居予定者と握手を交わす要員
◎ 日本赤十字社

2 復興支援の実際

【ネパール地震災害復興支援】

2015年4月及び5月にネパールを襲った地震災害に対しては、緊急救援活動終了後も、復興への取り組みが続いています。最も被害が大きかった地域の一つであり、日本赤十字社が医療チームを派遣して初期の緊急救援活動を展開したシンドパルチョーク郡を主な事業地として、地域社会とそこに住む人々が生活を立て直すとともに、将来の災害に備えるための

防災力の向上といった、よりよい状況に向けて改善していくことを目指します。ネパール赤十字社はその復興支援として、4つの分野（(1) 恒久住宅の再建、(2) 水と衛生の整備、(3) 保健医療、(4) 生計支援）を掲げました。日本赤十字社は要員を現地に長期間派遣し、ネパール赤十字社や国際赤十字と綿密な連携を図りながら、援助終了後もその成果が続くよう、地域住民の能力を高めながら支援を続けていきます。

「草の根の、赤十字の機動力」

新野 智子（にいの ともこ） ネパール地震復興支援事業

日本赤十字社が支援するシンドバルチョーク郡のタンバルダッブ村は、2015年4月の震災直後、日本赤十字社の医療団が緊急支援に入ったメラムチ村から、川を3つ渡った山間部にあります。メラムチからもほんの15キロの距離ですが、乾季でも道が悪く、4輪駆動車で2時間半かかります。雨季には車両で到達することが難しくなり、数時間ぬかるんだ道を歩くことになります。日本赤十字社はこのタンバルダッブ周辺の8村で、被災者の生活を立て直す自助努力をサポートするため、現地のネパール赤十字社とともに復興支援事業を進めています。そのための第一歩が34人のボランティアで進められたアンケート調査です。

2016年5月、タンバルダッブ周辺の8村から選出されたボランティアが二人一組でタッグを組み、スマートフォンを使用して調査を進めました。質問は既にダウンロードされており、回答をタップし、画面をスライドすれば、次の質問に変わります。平均年齢20歳前半のボランティアは皆、今回が初めての赤十字活動でしたが、スマートフォンの操作は日本人の若者と変わらず手慣れたもので、事前研修でもデータ入力の飲み込みが早く、たくましいものでした。一つの村の中でも集落から集落への移動には徒

歩で数時間かかりますが、ボランティアは7日間で260世帯を訪ねることができました。こうして集計されたデータは、その他の調査結果とともに今後の事業作成に活かされます。

シンドバルチョーク郡は貧困ゆえ出稼ぎが多く、復興に関わることのできる若い世代が少ないといわれますが、私よりもスマートフォンを使い慣れた若いボランティアに助けられたことで、草の根の、赤十字の機動力を強く感じました。



▲日本赤十字社が支援するシンドバルチョーク郡の村にて、聞き取り調査する新野要員 © 日本赤十字社

「未来につながる活動を目指して」

渋谷 美奈子（しぶや みなこ） フィリピン中部台風復興支援事業

2013年11月、台風ハイエンがフィリピンを直撃。当時、私は日本赤十字社が行っている開発事業の保健要員として、北ルソン・ディラサグ郡に派遣されていました。各国の赤十字の支援の迅速さと結束力に赤十字のパワーを感じたことをよく覚えています。あれから2年半が経ち、いま台風ハイエンの復興支援に関われることに不思議な縁を感じています。

日本赤十字社は、台風発生直後から被害の大きかったセブ島北部にあるダアンバンタヤン郡で緊急医療支援を行い、その後、継続して復興支援事業を行っています。復興支援では、住居支援、生計向上、防災、保健衛生などに約2年をかけて取り組んできました。

保健要員としての私の仕事は、主に住民への健康教育、ボラン



▲スマートフォンを用いた被災者調査 © 日本赤十字社

ティアの育成や学校での子供たちへの衛生教育、地域診療所や学校保健室への医療資器材提供などをフィリピン赤十字社のスタッフと進めていくことです。ボランティアと一緒に住民の家を訪問したり、

高校の衛生教育の現場を視察しに行ったりすることもあります。

日本での病棟で勤務する看護師としての仕事と、ここでの保健要員としての仕事は全く異なるように映ります。確かに、ここでは点滴をしたり採血したりするような医療行為は行いません。しかし、スタッフ教育やマネジメントなど、看護の現場で培ってきた知識や技術、東日本大震災での



▲学校への掃除用具の提供 © 日本赤十字社

救援活動など、赤十字の中で経験してきた活動のすべてが、ここでの仕事につながっていることを日々実感しています。なにより、赤十字の原則は、病院であっても復興支援事業であっても同じなのです。

ダアンバンタヤン郡では、台風から約3年がたち、住民の生活も確実に前進しています。看護師・保健要員として、人々の健康を願うとともに、普及に努めてきた知識をこの地域の住民が日常生活に活かし、診療所や学校の保健室に提供した資器材が住民の助けとなり健康増進に役立つ。そんな未来を思い描いて、今日も頑張っています。



開発協力

▲ © 日本赤十字社

赤十字は、災害や紛争時に展開する緊急救援で広く知られるところですが、長期的な開発事業も主要な活動の一つを占めてきました。赤十字が目指すのは、「人々あるいは地域社会が、自らの可能性を最大限に引き出し、自分たちのニーズや選択に応じて、尊厳をもって、豊かで健康かつ安全な生活を営むことができる」世界です。しかし今日、依然として多くの人びとが、頻発する自然災害や慢性的な健康問題といった危機に絶えずさらされ、脅かされています。

たとえ逆境にあっても、それを克服する力を一人ひとりが備えていれば、被害は抑えられる。人道的課題の根本原因を取り除くことができれば、危機に瀕する状況を防ぐことができる。そうして人道支援ニーズそのものをなくしていくことが、開発の究極的な目的であるともいえます。だからこそ、その取り組みは赤十字がどれだけの支援を行ったかではなく、支援を必要と

する人が減ってはじめて意味を成すものとなるのです。



▲支援対象国であるマラウイの子どもたち © 日本赤十字社

1 赤十字にとって開発協力とは

1. 事前の備えに投資する

人道支援を取り巻く環境は刻々と変化しています。気候変動や人口増加、急激な都市化や格差拡大などを背景に、支援ニーズは今後ますます増加すると言われており、その対応のために膨大な資源や資金が必要となることは明らかなです。「予防にまさる治療なし (Prevention is better than cure)」と言われるように、災害への備えが人々の命を救うだけでなく、経済的損失を抑えることは費用便益分析 (Cost-benefit analysis) が証明するところであり、国際社会の共通認識となっています。それにも拘わらず、長い年月を要し、目に見えにくいプロセスである減災・防災に対しては、十分な財源が充てられていないのが実態です。それはまた、人々が人道支援に頼らざるを得ない、そこから抜け出せない状況を生み出しているともいえます。

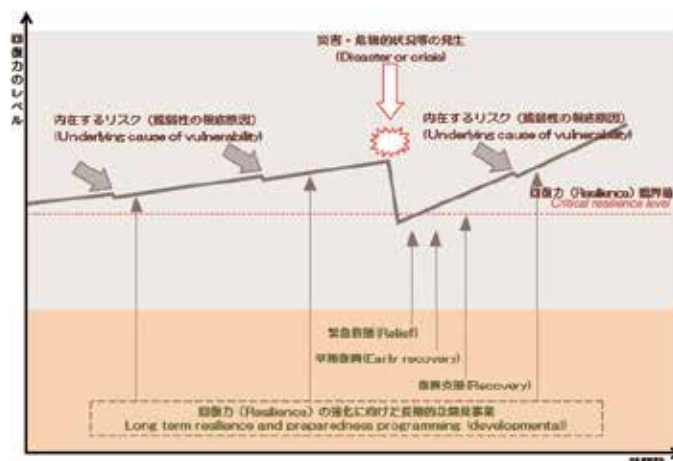
よって、届ける支援から人道ニーズ解消に向けた取り組みへシフトする必要があります。

2. 意識改変・行動変容を促す

減災・防災というと、外的な脅威を想定し、個別具体的な災害に対する備えに注力しがちです。確かにそれも重要ですが、想定外の危機、潜在的なリスク、地域に蔓延あるいは内在する脆弱性、複合的に絡み合う要因など、あらゆるリスクの存在を正しく理解しなければ、真に被害を軽減することはできません。「兵庫行動枠組」以降、国際的にはリスクを特定・評価するための試みが加速したと言われますが、地域社会や人々の間に、備え・予防に対する意識が十分形成されたとは言えません。災害に対するリスクへの理解を深め、行動変容を促すために、一人でも多くの人に働きかけていくことが先決です。

3. 「自ら立ち上がる力」を高める

いかなる状況下にあっても、誰もが「自ら立ち上がる力」を有していると私たちは考えます。その力が高ければ高いほど、自身の力で危機を予見し、対応し、回復し、さらに前進すること（Build Back Better）が可能です。赤十字は、人々あるいは地域社会がもつこの底力・回復力（Resilience）を強化することを目指しています。それは何ら新しいアプローチでも、特別な事業でもありません。地域社会に最も近い存在として、これまで赤十字がそこに住む人々のニーズに応え、彼らの脆弱性を内側から強化するために続けてきたあらゆる取り組みの結果であったともいえます。今後は国際社会と一丸となって、この取り組みを推進させていきます。



「回復力（Resilience）」とは

国際赤十字・赤新月社連盟は、「回復力（Resilience）」を次のように定義しています。

『繰り返し、あるいは長期にわたって発生する災害や危機的状況、社会・経済的変動、自らの潜在的な脆弱性などを予測するとともに、可能であれば未然に防ぎ、そのインパクトを軽減させ、適切に対処・対応し、そして長期的な見通しをもって逆境から立

ち上がる能力のことである。』

つまり回復力（Resilience）とは、単に予期せぬ惨事に即座に対応する能力を意味するのではなく、そうした出来事に自らを順応させ、立ち上がり、さらには前進するプロセスのことを意味します。

4. 地域の人びとを中心にすえる

地域社会やそこに住む人々が危機にさらされた時、真っ先に対応できる、またその状況を変えるための原動力となり得るのは、彼ら自身です。彼らこそが地域の特性やニーズを最も理解し、地元の知見や資源を最大限活用でき、状況に見合った柔

軟な対応を心得ています。また、外部からの支援が行きわたらない脆弱層、あるいは文化・治安上の問題などで支援が届けることが難しい地域にもアクセスできることを、地域社会に根付いた多くの赤十字ボランティアが世界各国で証明してきました。外部から与えられた解決策は、往々にして長続きしません。地域社会に持続的な変化をもたらしうるのも彼ら自身であることを、常に認識する必要があります。

国際社会が目指す取り組みと赤十字の誓約

2015 年は、数々の国際的な目標や枠組が採択された重要な年でした。その策定プロセスにおいて赤十字は、最も脆弱な立場にいる人々の代弁者として、彼らの声が政策に反映されるよう各国政府や国際社会に働きかけ続けました。こうした人道外交は、赤十字がボランティアに支えられた草の根の組織であると同時に、政府の補助機関でもあり、自国政府と地域社会の橋渡しを行いうる特異な地位を確立しているために強みを発揮する分野です。2015 年 12 月に開催された赤十字・赤新月国際会議では、こうした国際社会の目標達成に一丸となって取り組むためには、一人ひとりの力を底上げすることが核であると訴え、レジリエンス強化に向けたイニシアチブを打ち立てました。2025 年までに各世帯から一人、世界でおよそ 10 億人の参加を呼び掛けています（One Billion Coalition for Resilience）。

- ▶ 災害リスク軽減：「仙台防災枠組 2015-2030（2015 年 3 月第 3 回国連防災世界会議において採択）」
- ▶ 持続可能な開発：「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと 17 個の持続可能な開発目標（2015 年 9 月国連総会において採択）」
- ▶ 気候変動：「パリ協定（2015 年 12 月に国連気候変動枠組条約締約国により採択）」



2 支援事業の紹介

赤十字の大きな特色は、共通の原則に基づいて活動する190の赤十字・赤新月社が世界各国に存在すること、それぞれの赤十字が国の全域に支部とボランティア組織を整備し、全土にわたって活動を展開していることです。支援効果が持続的に定着するために、長期的な観点で現地の赤十字・赤新月社の組織基盤を確立させ、地域の人びとや地元赤十字のボランティアが主体となっていく活動を、財政・人材・物資・技術的アドバイスなど、側面的にサポートするのが赤十字の基本的な支援のあり方です。

1. 災害への備え

国連世界防災白書（2015年）によると、災害による経済損失は毎年平均2,500億米ドルから3,000億米ドル、過去10年間で1.3兆米ドルに達すると言われます。気象条件が変化を続けている中、その被害の熾烈さ、頻度、規模は増大傾向にあります。災害発生直後、真っ先に被災者の捜索や救援活動に従事するのは、外部から駆けつける救援チームではなく、地域に暮らす住民です。各国の赤十字・赤新月社は、地域の災害対応能力を高め、災害リスクを最小限に抑えるために、住民やボランティアを中心とした草の根レベルの災害対策を行っています。具体的には、(1) 各地域に訓練された緊急対応チームを配備する、(2) 緊急対応計画を策定する、(3) 早期警戒システムを整備する、(4) 地域の災害リスクに対する防災活動を実施する、(5) 減災・防災の必要性や気候変動・環境問題への意識を高めるといった取り組みを通じて、災害による死者数・被災者数の減少（「仙台防災枠組」の目標）を目指します。

【インドネシア／津波と地震に対するコミュニティ防災事業】

インドネシア共和国は日本と同じ災害多発国。インドネシア赤十字社は、防災の取り組みを全社をあげて進めています。

日本赤十字社は、インドネシア赤十字社が行っているコミュニティ防災事業への支援を2012年に開始しました。コミュニティ防災事業とは、住民が中心となって身の周りのリスクを洗い出し、解決策を探り、災害に対応できる知識と能力を身につける一連の活動です。2012年から3年間、ジャワ島・バンテン州において、災害対応ボランティアを育成するとともに、水路や避難用ボート、早期警戒システムなどの整備を進めました。洪水被害の軽減という直接的

な効果に加え、災害時に助け合う仕組みや住民間のつながりが生まれたこと、住民自身が地域の課題に取り組むことを学んだことも大きな成果です。

2016年からは、支援対象地を、特に地震と津波のリスクが高いスマトラ島・ベンクル州の沿岸地域に移し、地震と津波に特化した防災事業を実施しています。インドネシア赤十字社は、政府が進める防災の取り組みにおいて重要な役割を担っており、行政との連携・対話を重視しながら、地域住民自身が持続的に活動を続けられる支援を目指します。



▲インドネシア、テルック村に整備された洪水発生時の避難用ボート © 日本赤十字社



▲コミュニティ防災の主役である地域ボランティア（インドネシア） © 日本赤十字社

2. 疾病の予防

国連ミレニアム開発目標達成報告（2015年）によると、多くの分野で目標が達成された一方で、格差が拡大し、貧困層が益々リスクにさらされているといわれています。誰もが公平に保健サービスを受けられることは、災害や危機によって絶えず変化する環境に対応し、それに立ち向かう力を養うことに繋がります。赤十字は、災害や危機が多発する国において保健システムを強化すること、コミュニティ自らが保健サービスの提供に関わることを目指しています。具体的には、(1) コミュニティや住民自身が健康を増進する、(2) 社会的包摂が改善される、(3) 国の保健制度が強化される、(4) 災害や危機により避け得る死や疾病を予防するといった取り組みを通じて、死亡率削減（「持続可能な開発のためのアジェンダ」）を目指します。

「過去から未来へ 地震と津波から人々を守る使命」

アワルディーン (Awaluddin) インドネシアコミュニティ防災事業



私が生まれ育ったインドネシアは、日本と同じように海に囲まれた島国で、環太平洋火山地帯に属しているため、地震や津波、火山噴火など自然災害のリスクと常に隣合わせです。また、大雨、洪水、地滑り等も毎年のように発生し、人々を悩ませる原因となっています。

私はそのようなインドネシアで、日本赤十字社の現地職員として2012年から働いています。担当するのは、スマトラ島西海岸のベンクル州のコミュニティ防災事業。「地震と津波に強い地域を一刻も早く作らなければ」とのインドネシア赤十字社の強い思いを受けて、地震と津波への対策に特化する形で2016年から新たにスタートした事業です。

活動の特徴は「コミュニティ防災」という言葉に表れているように、地域住民を主体として進め、地域の回復力を高めることに重点を置いている点です。地域の人々が自ら課題を見つけ、対応策を考え、地域の中で助け合う仕組みを作ることができるよう、親身なアドバイスを心掛けています。地域行政や様々な団体と協力していくことがより大きな成果へとつながるため、パートナーとの連携にも力を入れています。

私が今こうして働いている原点には、2004年のスマトラ島沖地震・津波災害の経験があります。私は37歳になりましたが、12年前の25歳の時、結婚式のために実家に向かう道の途中で津波に遭いました。必死の思いで逃げ切ることができましたが、大きな波が人々を追いかける姿が今も目に焼き付いています。被

災した故郷のために何かできることはないか、その思いが人道支援の分野、そして赤十字で働くきっかけとなりました。

災害から人々を守りたいという思いは今も私の日々の原動力となっており、人道支援の分野で働くことは、私の生きる意味そのものであると感じています。活動を通して人々の生活がより良くなったと感じる時、大きな喜びを感じます。これからも、日本赤十字社とインドネシア赤十字社の実施する防災事業を通して、より多くの人々を災害の被害から守るため力を尽くしていきたいです。



▲地域住民にアドバイスをアワルディーン職員（左） © 日本赤十字社

【ケニア地域保健強化事業】

ケニア共和国の北東部に位置するガルバチュウラ県。見渡す限りの半乾燥地帯に集落が点在するこの地域には、政府の保健医療サービスが十分に届いていません。また、多くの住民が健康に関する十分な知識を持っていないため、特に妊産婦や子どもたちが下痢や肺炎といった予防可能な病気で命を落とすことがあります。

日本赤十字社は、ケニア赤十字社が2007年から行っている地域保健強化事業「IHOP: Integrated Health Outreach Project（通称：愛ホップ）」を支援しています。県立病



▲ケニア、コンボラ村での巡回診療。栄養士が住民の栄養状態をチェックする © 日本赤十字社

院と協力して医療施設のない村々に医療スタッフを派遣し、産前産後健診や乳児健診、マラリアなどの血液検査、身体測定や予防接種など、さまざまな保健医療サービスを提供する定期巡回診療を長年続けています。また、

母乳育児や感染症予防、家族計画といった健康にまつわるさまざまなテーマについて講習会を開いたり、赤十字ボランティアが歌や演劇を通じて人々に働きかけ、行動変容を促す取り組みも行っています。

地域住民の健康への意識がさらに高まり、良質な保健医療サービスが持続的に提供されるよう、地域住民や政府への働きかけを続けています。



▲地域の未来を育む青少年赤十字クラブ。保健を含むさまざまなテーマで課外授業を行っている © 日本赤十字社

「ケニアの保健医療を支える愛ホップ事業」

喜田 たろう（きた たろう） ケニア地域保健強化事業

愛ホップ事業地であるケニア共和国ガルバチュウラ県は、同国北東部に位置し、広大な半乾燥地帯が広がる地域です。

同県はケニア国内のなかでも、とりわけ妊産婦死亡率、新生児死亡率、乳幼児死亡率が高く、また栄養失調や保健医療施設へのアクセスの悪さ、家族計画への理解の低さ、医療従事者の介助のない出産、低い予防接種率など、多くの保健医療に関わる課題を抱えていました。

愛ホップ事業では、住民の中から地域保健ボランティアを選考し育成して、住民を対象とした健康教育や対話集会を開催することにより、地域住民の健康に対する知識や意識を向上し、住民自身が自らの健康を守るようなシステムを作り上げようとしています。

また県病院と協力して医療施設のない村々を巡回し、産前産後健診や乳児健診、マラリアなどの血液検査、栄養状態の評価、投薬や予防接種、補助栄養食品の提供など、さまざまな保健医療サービスを提供しています。

現場で愛ホップの指揮をとるケニア赤十字社のシアードさんは、「事業が始まってから、人々の健康に対する考え方や健康を求める行動が、明らかに変わってきました。巡回診療や緊急時の患者搬送などを通じて、愛ホップが救ってきた生命の数は計り知れません。これからも愛ホップを通じて、自分を育ててくれた故郷に恩返しをしたいと思っています。」と語ります。

愛ホップ事業が、地域住民に受け入れられ、効果を見せ始めた背景には、これまで現場で事業の指揮を執ってきたケニア赤十字社職員の献身や努力を無視することはできません。

愛ホップ事業への日本赤十字社の支援は2017年12月に終了し、その後は保健省に活動が移管される予定です。地域住民の健康への意識がさらに高まり、事業終了後も良質な保健医療サービスが継続されるよう、赤十字は地域住民や政府への働きかけを続けます。

これからも遠く離れたケニアと日本のみなさんの想いと懸け橋になれるよう、努力を続けたいと思います。



▲愛ホップ事業への感謝を述べるガルバチュウラ県コンボラ村の長老と喜田要員 © 日本赤十字社

3. アジア・大洋州地域救急法普及支援事業

アジア・大洋州地域は、世界的に見ても自然災害の多発地域であるとともに、急速な発展による交通量の増加に伴い交通事故が深刻化している地域です。インフラや救急医療システムが発展途上であるこの地域では、災害や事故により傷ついた人を救うために、地域住民による救急法の実践が重要となります。日本赤十字社では、2004年から東ティモール赤十字社、2009年からカンボジア・ミャンマー赤十字社の救急法普及事業を支援し、救急法指導者の派遣や財政面での支援を続けています。



▲現地の救急法指導者養成研修でバンダナを使った包帯の方法を教える日本赤十字社のボランティア指導員（東ティモール） © 日本赤十字社



▲現地の救急法指導者の研修会で傷の手当の方法を教える日本赤十字社のボランティア指導員（ミャンマー） © 日本赤十字社

「カンボジア赤十字社の指導員の熱意に触れて」

足利 義啓（あしかが よしのり） カンボジア救急法普及支援事業



私は、日本赤十字社佐賀県支部で救急法ボランティア指導員として活動しています。今回、カンボジア赤十字社が開催する、救急法指導者の研修会にアドバイザーとして派遣されました。

研修会は同国の首都プノンペンで開催され、カンボジア各地から65人の指導者が集まりました。カンボジア赤十字社職員が全体の進行を行い、私は要所でアドバイスをを行い、質問に答えました。参加者からは、研修会の内容を一つ残らず自分のものにしようという意欲を強く感じました。また、私が指導した際、自らの経験談やそれにまつわるたくさんの質問を受け、日頃から彼らが真剣に救急法の講習会を実施している故だと感じました。

また、日本赤十字社からの支援を受けるだけではなく、日本の救急法をベースにして自分たちでカンボジア赤十字救急法を確立しようとする自主的な気持ちを強く感じました。資機材が十分に揃っていないくても、救急法のテキストや動画を作成している姿勢は、同じ指導員として勉強となるところがたくさんありました。

カンボジアの救急体制は、まだ整ったものとはいえません。傷病者が発生して救急車を呼んでもいつ来るかわからないという現実があります。そのような環境でも、何とかして苦しんでいる人

を助けたいという気持ちを強く持ち、対処できるようになるとする姿がそこにはありました。

2008年からスタートしたこの支援事業に携わり、日本からの支援は確かにカンボジアで実を結びつつあると実感しました。海を越えた遠い地でも同じ赤十字の仲間が救急法の普及に励んでいることを実際に目にして、あらためて赤十字の大きさを感じました。



▲カンボジア赤十字社の救急法指導員に対して説明する足利指導員（右）
© 日本赤十字社

世界で最も古い開発協力基金「昭憲皇太后基金」

「昭憲皇太后基金」は、明治天皇の皇后であり、日本赤十字社の強力な後援者であった昭憲皇太后が、1912年（明治45年）にワシントンで第9回赤十字国際会議が開催された際、赤十字の平時の活動を奨励するために国際赤十字に10万円（現在の3億5千万円相当）をご寄付なされ、これを基に創設されました。

赤十字が戦時救護の活動を中心にしていた時代、災害救護や開発協力といった平時活動を盛んに行うための国際的基金の創設は画期的なことであったと言われています。

同基金は、皇室をはじめとする日本からの寄付金によって成り立っています。

基金は国際赤十字の中に設けられた合同管理委員会によって運営され、原資を取り崩すことなく、そこから得られる利子が世界の赤十字社の活動に配分されます。

配分先は皇太后のご命日にあたる毎年4月11日に決定されています。これまでの配分は大正10年の第1回から今回までで、合計約13億1,000万円（1,310万スイスフラン）、配分先は161の国と地域に上り、世界中で災害・感染症などに苦しむ人びとの救済や福祉の増進、防災、病気の予防などの活動に充てられています。

（1スイスフラン＝100円で換算）

2016年の配分先 総額は約2,600万円（26万スイスフラン）

1. アルバニア赤十字社
「差別や暴力を撲滅する若年層向けの教育支援」
2. ガボン赤十字社
「健康の基礎知識を習得したボランティアが保健サービスの基盤を改善」
3. ケニア赤十字社
「意思決定や管理ができるリーダーを育成」
4. モロッコ赤新月社
「ホームレス、子どもや高齢者に対する支援活動」
5. コロンビア赤十字社
「気候変動によって発生する干ばつなどの課題を解決」
6. エクアドル赤十字社
「正しい性教育支援」
7. パラグアイ赤十字社
「積極的に社会活動が行えるように若年層を育成」
8. マレーシア赤新月社
「災害等に対応する能力の強化活動」
9. モンゴル赤十字社
「ソーシャルメディアを活用し自然災害などに備える活動」
10. サモア赤十字社
「ジェンダー暴力を抑止する啓発活動」



その他の国際活動

▲ © 日本赤十字社

1

青少年赤十字

青少年赤十字は、将来を担う青少年が赤十字運動に参加することを通じて、その人道的な価値観に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材の育成を目的に、1922年に誕生した事業です。現在、世界の多くの国の赤十字・赤新月社で様々な活動に取り組んでいます。

日本では「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」を実践目標に掲げ、教育活動とも連携しながら、全国の幼稚園、保

育所、小・中・高等学校、特別支援学校の約320万人が青少年赤十字メンバーとして活動しています。

「国際理解・親善」の一環として、隔年で開催している国際交流集会では、アジア・大洋州地域で赤十字の活動に参加している青少年を日本に招聘し、日本の高校生メンバーと互いの活動を共有し、ディスカッションを行います。この集会の運営は、赤十字語学奉仕団が中心となって担っています。

「アジア・大洋州のユースを支援」

赤松 直美（あかまつ なおみ） 国際赤十字・赤新月社連盟ユースネットワーク担当



現在、私は連盟アジア・大洋州地域事務所、日本赤十字社を含めた38カ国の赤十字・赤新月社の能力を強化する業務を担当しています。長期戦略づくり、組織評価、ボランティア制度や活動資金確保など、活動内容は多岐にわたります。例えば、モンゴル赤十字社に対しては、赤十字活動の前線にいる各地域の支部の強化が重点課題となる中、支部ごとの能力を評価し、改善策を見出す活動を技術的に支援しています。

2014年から現在まで、連盟職員として訪れたアジアの国々はフィジー、キリバス、アフガニスタン、モンゴル、バングラデシュなど25カ国以上。各社が抱える課題や社会から求められる役割は国によって様々なため、現地に赴き、二人三脚で課題改善することが欠かせません。

その様な日々の中、一番に実感するのが「各社の組織のリーダーとボランティアの、果たすべき役割に対する熱い思い」です。自国の課題を最も理解し、その解決に真摯に向き合っているのは、各社のメンバー自身です。また、彼らは災害や紛争だけでなく、保健衛生や平和文化の構築も日々行っています。そのため、彼らの所属する組織基盤を常に維持し、強化し続けることこそ、今世界が直面している様々な課題の解決には不可欠です。

ユースの積極的な活動や組織運営に対する関与は、上記の組織

強化にとって重要な要素です。2015年に日本で開催された国際防災会議（仙台会議）でのユースの言葉が今でも忘れられない私の礎になっています。「私の未来を私抜きで決めないで。」若い世代の視点を国際的な議論の場に反映させること、地域共通の課題に共に取り組むことを目指し、ユースを支援しています。支援を受けたユースは、赤十字の国際会議等で人道問題に対し積極的に意見を発信するなど活動の幅を広げています。

ネットワークを活かし各社の能力を底上げすることで、世界の人道課題により大きなインパクトをもって応える。これからも、多様な文化と価値観を赤十字の原則に基づいて束ね、チームワークでの活動を続けていきたいと思っています。



▲ユースネットワークについて説明 © 日本赤十字社

青少年赤十字教育等支援事業

日本赤十字社は、青少年赤十字教育等支援事業（IFP：International Friendship Project）を開発途上国の子どもたちが直面している教育・公衆衛生の改善や、青少年赤十字活動の支援を目的として、2003年度からスタートし、バングラデシュ、モンゴル、ネパールの3カ国で2015年12月まで事業を実施しました。

これらの事業では、トイレの設置や手洗い習慣の周知活動などの保健衛生、災害時に役立つ防災教育、学校での文具支援などを展開してきました。他の国際支援事業と比較して、この事業の特徴は学校を媒体として事業展開をしている点にあります。その一例としてネパールでは、赤十字サークルで知識や技術を身につけた児童生徒が、家族に対してトイレの建設を働きかける、トイレの後に石鹸で手を洗うことを促す、また自宅での定期的な掃除をお願いするといった活動を行なった結果、事業対象の村にあるすべての家庭にトイレが設置されるという結果につながりました。なお、本事業の財源には、日本の青少年赤十字メンバーが自らのペットボトルの回収や、募金活動で得た青少年赤十字活動資金（1円玉募金）を充てています。

日本の青少年赤十字メンバーにとって、本事業に募金という形で関与することは、海外の同世代が抱える様々な問題に関心を寄せるきっかけとなり、自らがなすべきことに気づき、考え、



実行する過程において国際理解・親善を深める教育的効果が期待されます。

◀手洗いの大切さを学び、家族に伝える © 日本赤十字社

青少年への国際人道法の普及

日本赤十字社では、赤十字国際委員会が各国赤十字・赤新月社の使命である国際人道法の普及を実現するため開発した青少年向け国際人道法学習プログラム『人道法の探究』

（EHL：Exploring Humanitarian Law）をベースとし、国内の教育現場での利用を念頭に、より扱いやすく改編した『誰もが人間らしく生きるために』を2012年度に作成しました。本プログラムには、子ども兵士、地雷・クラスター弾などの問題や、東日本大震災等を事例に、人が生きるための必要最低限の条件（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を考察するグループワークが含まれています。国際人道法の学習を通じて人道的価値観に触れることにより、他者への思いやり、優しさや生命の大切さを感じ取る力が養われます。

今後は、国際人道法の学習に対する教育現場のニーズを精査したうえで、『誰もが人間らしく生きるために』の普及はもとより、道德教育などで活用できる新教材の開発も視野に含めて検討を重ねていきます。

2 血液事業—アジア各国における安全な血液の確保のために

医療技術が進歩した今日でも、血液を人工的につくることができず、また、長期間保存することもできません。輸血を必要とする方に安全な血液を安定的に届けるためには、献血制度の整備と促進が不可欠です。しかし、各国の赤十字・赤新月社の血液事業との関わりは各国の歴史的背景、文化、医療制度などに応じて様々であり、抱えている問題は国それぞれで異なります。

一方で、各国の血液事業が常に「安全な血液の確保」を目標として努力してきていることは共通であるとの認識から、日本赤十字社では、主にアジア地域の血液事業の発展にむけた技術支援等を実施しています。

海外血液事業研修生の受入れ

1978年から、アジア・大洋州地域の姉妹赤十字社を対象に血液事業研修生の受入れを開始し、日本全国の血液センター等で献血者募集から



▲海外血液事業研修生の受け入れ（血液製剤の製造工程見学）© 日本赤十字社

血液製剤の安全管理まで幅広い知識や技術を提供しています。2015年までに22カ国・地域、410人に対して研修を実施しました。アジア地域各社の血液事業を担う幹部職員の中には本研修の受講生も多く、38年間継続されてきたこの研修プログラムは、単なる研修の域を越えて、地域でのネットワークを形成するに至っています。

アジア地域赤十字・赤新月血液事業シンポジウムの開催

安全な血液の確保やエイズ、肝炎などの輸血感染症の克服という、アジア各国の血液事業における共通の課題に対して、赤十字・赤新月社同士の協力体制強化が求められる中、日本赤十字社とタイ赤十字社は国際赤十字・赤新月社連盟と国際輸血学会の後援を得て、1995年から3年ごとに、タイ、また日本においてシンポジウムを開催しています。

シンポジウムでは特に技術面に焦点をあてながら、血液事業に関わる各国代表者の情報交換を通じて、輸血感染症の予防、血液型検査、試薬の製造、献血者募集、品質管理等を主題とした経験を共有し、アジア地域の血液事業の発展と協力関係の強化に寄与しています。

ラオス赤十字社血液事業支援

ラオス国内では、1990年当時献血という思想は殆どなく、血液センターに献血に訪れる人は年間5名程度で、輸血が必要になったときに患者の家族や知人に血液を提供してもらうという現状でした。1995年からラオス赤十字社の要請により開始した9カ年の支援の結果、首都ビエンチャンにおいて無償献血率の100%を実現したことに加え、血液に関する法制定、コストリカバリーシステムの導入、新しい検査項目の追加など、法的基盤の整備から国民の献血思想普及にわたるまでの支援を実施しました。

2012年からは6カ年計画で、血液事業における品質保証機能と運営管理機能の強化に焦点を当てた支援を開始しました。採血から血液製剤製造までの工程を標準化した手順書をラオス赤十字社とともに作成し、その運用に伴う全国の職員に対する研修も実施しています。ラオス赤十字社が自らの力で品質の保証された安全な血液製剤を必要とされる方にお届けできるよう、日本赤十字社では現地の実情に合わせた支援に努めていきます。



▲ラオス赤十字社血液事業支援（屋外で行われる採血の様子）© 日本赤十字社

3 在サハリン「韓国人」支援事業

戦前、戦中を通じてサハリンに渡った人々のうち、日本人のほとんどは戦後日本に引き揚げることができたのに対し、「韓国人」は故郷への帰還が認められず、サハリンに残留することを余儀なくされました。

1989年、日本政府は在サハリン「韓国人」の支援を決定し、その受け皿として日本・韓国両赤十字社からなる「在サハリン韓国人支援共同事業体」が発足しました。共同事業体の実施する在サハリン「韓国人」支援事業は、一時帰国支援事業、永住帰国支援事業、サハリン残留者支援事業の3事業からなります。

(1) 一時帰国支援事業

一時帰国支援事業では、2016年3月末までに延べ約17,179人がサハリンから韓国への故郷訪問を果たしました。

(2) 永住帰国支援事業

1995年度から本格的に永住帰国支援事業が開始され、2016年3月末までに3,770人が韓国への永住帰国を果たしました。永住帰国者の受入れ施設として、1999年度には韓国仁川市に療養院が、2000年度には安山市に永住アパートが、さらに2005年度には安山療養院が完成しました。また、永住帰国者の帰国に伴い、サハリン等に残された家族との離散という状況が生じています。これに対し、2001年度より、親族訪問等を



▲韓服（チマチョゴリ）を着てパーティを楽しむ在サハリン「韓国人」
© 大韓赤十字社

目的として、永住帰国者のサハリン渡航支援事業が開始され、2016年3月末までに延べ6,414人に対し支援が行われました。

(3) サハリン残留者支援事業

韓国への永住帰国をせずにサハリンに留まることを希望する「韓国人」のための支援として、日本政府は「サハリン韓国文化センター」をユジノサハリンスク市に建設することを決め、共同事業体に委託しました。このセンターの目的は、サハリン残留者が故郷を偲び、韓国の言語、文化等の伝承活動を行い、高齢者、若年層あるいは現地住民との交流の場を提供するものです。同センターは2006年3月に完成し、各種文化プログラム等に利用されています。2008年からは、同センター内で医療相談窓口サービスも提供しています。



▲一時帰国支援事業により韓国を訪問する在サハリン「韓国人」© 大韓赤十字社



▲これからサハリンを再訪問する永住帰国者 © 大韓赤十字社



国際人道法

▲ © Boris Heger / ICRC

1

国際人道法の目的

国際人道法 (IHL : International Humanitarian Law) とは

国際人道法とは、武力紛争時に敵対（戦闘）行為に参加しないすべての人を保護し、紛争犠牲者を人道的に取り扱うことを定めた条約や国際慣習法などの国際的なルールの総称です。

国際人道法の起源となった1864年のジュネーブ諸条約は、赤十字国際委員会 (ICRC) の創設者アンリー・デュナンが各国にはたらきかけて誕生した条約ですが、今日では、その理念を受け継いだ1949年のジュネーブ四条約（陸戦の傷病者の保護、海戦の傷病者・難船者の保護、捕虜の待遇、文民の保護）と1977年の二つの追加議定書（国際武力紛争の犠牲者の保護、非国際武力紛争の保護）が、その中核を構成しています。これらの条約には、国連加盟国数に相当するほぼ世界中の国が加盟しており、宗教や民族的な対立を原因とした暴力的な事態が頻発する昨今、国籍、宗教、人種を超えた世界共通の規範として、ますます重要視されています。

国際人道法はまた、紛争地における赤十字などの人道支援活動を保証するものです。また、ジュネーブ諸条約の加入国政府は、条約を守り、普及する義務がありますが、紛争地におい

て中立の立場で人道法の遵守を監視したり、普及を行ったりできる機関は赤十字に限られることが多いのが現状です。このように、国際人道法は赤十字と深いかわりを持っています。

紛争という非常時に国際人道法が守られるためには、平時からの普及活動が重要です。戦闘行為に参加しない人も、人道法の重要性を知る必要があります。このため、赤十字は戦闘員のみならず子どもたちを含めた一般市民に対しても、国際人道法の普及活動を行っています。



▲兵士に国際人道法の説明をする（コロンビア） ©Getty Images / ICRC

Health Care in Danger : 危機にある医療支援

紛争や暴動において、医療従事者や医療施設、医療用車両が攻撃の対象となる事例が発生しています。医療従事者や施設への攻撃は、医療従事者自身の尊い命が奪われるだけでなく、本来であれば医療従事者によって救助されるはずであった多くの命を失うという深刻な結果をもたらしています。また、慢性疾患の治療やワクチン接種が滞るなど、紛争地の地域医療に与える影響も計り知れません。

国際人道法では、医療従事者や医療施設への攻撃は禁止されています。国際社会は、こうした状況を憂慮し、2016年5月の国連安全保障理事会で決議を採択するなど、国際人道法の遵守を呼びかけています。国際赤十字は、紛争下であっても医療従事者が安全に活動を行えるよう、「Health Care in Danger : 危機にある医療支援」といったキャンペーン等をおして、一般人を含めたあらゆる紛争当事者に対し、国際人道法の普及を進めています。



▲負傷者を助けるための救急車が攻撃の対象になることも（広報用レプリカ）
© 日本赤十字社

2 国際人道法の要点

国際人道法を成す条約等は、計600近くの条文から構成されますが、個別条文の根底に流れる精神は、およそ次の7つのルールに要約されます。

- (1) 敵対行為に参加しないすべての人は、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇すること。
- (2) 交戦当事者は、常に戦闘員と文民（一般住民）を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならないこと。
- (3) 投降し、敵対行為を止めた戦闘員は、殺傷してはならないこと。
- (4) 交戦当事者は、互いに傷病者を収容、看護しなければ

ならない。そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護すること。

- (5) 捕虜、被拘束者の生命、尊厳、人権の尊重と保護及び家族との通信、援助を受ける権利を保障すること。
- (6) 戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、不必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならないこと。
- (7) 公正な裁判を受ける権利及び拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利を保障すること。

【注】これらのルールは、ICRCが国際人道法の内容を分かりやすくするために作成したもので、法的な権威があるわけでも既存の条約を置き換えたものでもありません。

赤十字標章（赤十字マーク）の意味

赤十字標章（赤十字マーク）の使用方法は、ジュネーブ条約に定められています。しかし現実には、赤十字標章は病院や薬局などの医療機関を表すマークとして安易に使われており、是正すべき問題となっています。標章の使用方法は、大きくわけて2つあります。

- (1) 紛争地域で負傷者の救護にあたる人や建物は中立であるため、それを攻撃してはならないことを示す「保護の標章」としての使い方。（この場合、標章が遠くからでもよく見えるようにするため、できるだけ大きい赤十字を使うこととなります。）
- (2) 平時において赤十字で働く人々や赤十字の建物が赤十字に属している、ということを表す「表示の標章」としての使

い方。（この場合、標章はできるだけ小さくなくてはいけません。それは、紛争下で人の生命を守る保護の役割のほう

が赤十字標章にとって重要であるためです。）
イスラム圏の多くでは伝統的に「赤新月社」と称し、白地に赤色の三日月を記した標章を用いています。また、2005年12月に、新たな標章を規定した条約（ジュネーブ諸条約第Ⅲ追加議定書）が採択されました。新たな標章は白地に赤いひし形を配したもの（赤いクリスタル）です。これらの標章も赤十字マークと同様に扱われています。



赤十字

赤新月

レッドクリスタル

3 ジュネーブ諸条約の適用範囲

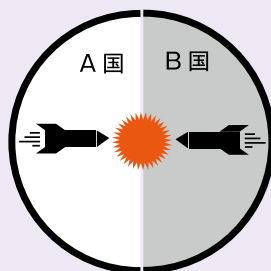
ジュネーブ諸条約が適用されるのは、(1) 国と国との間の紛争、(2) 国内での異なる勢力間の紛争です（下図参照）。暴動や散発的な暴力行為などの「国内騒乱時」には、ジュネーブ諸条約は適用されません。しかし、ICRCは、人道的

な立場から、そうした事態が発生した際にも、当事者双方の了解の下に仲介役等として重要な役割を担うことがあります。（例：1996年のペルー日本大使公邸人質事件におけるICRC及び日本赤十字社の中立的人道機関としての働き）

ジュネーブ諸条約の適用範囲

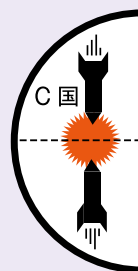
国際的武力紛争 (国と国の争い)

- ジュネーブ第Ⅰ条約
- ジュネーブ第Ⅱ条約
- ジュネーブ第Ⅲ条約
- ジュネーブ第Ⅳ条約
- 第Ⅰ追加議定書



非国際的武力紛争 (一つの国の領土内で起きた内戦)

- 1949年のジュネーブ諸条約
共通第3条
- 第Ⅱ追加議定書





離散家族支援

▲ © Aya Ali / ICRC

離散家族支援～家族の絆の回復のために～

赤十字国際委員会（ICRC）と各国の赤十字・赤新月社は、紛争や災害等の避け得ない事情によって離ればなれになってしまった家族どうしの絆を維持・回復するために様々な活動を行っています。

1. 安否調査

世界の紛争地では、混乱の中、家族と離ればなれになる人が多くいます。そうした人々の安否調査を行い、家族が再び連絡を取れるように、また再会できるようにすることも、赤十字の重要な役割です。

2015年には、ICRCの調査の結果1,074人（うち、子どもは968人）が家族と再会することができました。またこの他にも、ICRCの支援により、行方がわからずに家族と離ればなれになっていた4,788人の所在が判明しました。

紛争地での調査には、現地赤十字・赤新月社の職員やボランティアの協力が欠かせません。最近では、衛星電話やインターネット、ラジオやテレビのネットワークなども調査に活用されています。

2. 赤十字通信

紛争や災害により連絡手段が絶たれてしまった被拘束者や難民等が家族と連絡をとるための方法として、「赤十字通信」と呼ばれる往復書簡があります。ICRCは、各国の赤十字・赤新月社の協力を得ながら、赤十字通信を被拘束者や難民から

受け取り、家族のもとに転送する仲介者の役割を果たします。

たとえば1996年のペルー日本大使公邸人質事件の際には、人質と家族との間で9,000通以上の赤十字通信がとり交わされました。

2015年の1年間にICRCが仲介した赤十字通信は、109,219通、衛星電話等による家族間の連絡支援は479,358件にのぼります。

特に近年は、紛争等の影響により中東、アフリカ地域からヨーロッパ地域への移民流入の拡大に伴い、ヨーロッパの国々での離散家族支援のニーズが高まっており、各国赤十字社は電話での連絡、インターネット接続のサポートや充電サービスなども実施しています。

なお、赤十字通信は家族との私的な通信に限られ、軍事・政治的内容を書くことはできません。また、関係当局の検閲を受けることがあります。



▲チュニジア赤新月社と協力し、漂着した移民と家族の再会支援を行う（チュニジア）
© Rym Assal / ICRC

3. 家族の絆を回復するための ネットワークづくり

ICRCではこれまで、紛争によって離散した家族の安否調査を中心に行ってきました。しかし、近年、スマトラ沖地震・津波災害（2004年）やハイチ大地震（2010年）など、大規模な自然災害において多くの行方不明者が発生しました。また、遺体の適切な取扱いが身元確認のためにはとても大切であることが改めて認識されるようになりました。

そこでICRCが立ち上げたのが、自然災害時の安否調査や遺体に関する対応なども視野に入れた、国際赤十字・赤新月運動全体の離散家族支援（RFL：Restoring Family Links）ネットワークです。ICRC、連盟及び各国赤十字・赤新月社は、赤十字・赤新月国際会議での決議などにに基づき、2018年までに、全世界的な赤十字のRFLネットワークを構築・強化することを目指しています。

4. 日本赤十字社の取り組み

日本赤十字社も、ICRCや各国の赤十字・赤新月社と連携・協力しながら、家族からの依頼に応じて、紛争や災害等によって連絡が取れなくなった方々の安否調査を実施しています。

現在、日本赤十字社が取り扱う安否調査の9割以上は、朝鮮民主主義人民共和国と日本との間で離散した家族間のものです。離散してから既に長い年月が経過しているケースも多いことから、法務省入国管理局や市区町村などからの協力を得ながら、所在の確認及び被調査者の意思の確認を慎重に行います。

このような日常的な安否調査業務に加え、日本赤十字社は、国内で大規模災害が起きた場合の安否調査体制の構築を進めています。また、2004年に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（通称、国民保護法）により、日本赤十字社は有事において国内に在住及び滞在する外国人の安否調査を担うことになっています。



▲難民となり1年以上行方の分からなかった子どもと再会する母親
（中央アフリカ）© Ronald Kradjeyo / ICRC



▶拘束されている身内からの赤十字通信を読み聞かせている
© ICRC



赤十字の人道外交

▲ © 日本赤十字社

1 国際社会における赤十字

国際赤十字・赤新月運動は、今、目の前で支援を必要としている人々のために活動する一方で、世界中で人々を苦しめる人道問題や将来予想される人道的危機や課題を改善するため、各国政府や他の人道支援機関、市民団体などに対して働きかけ、その態度に変化をもたらす役割も果たしています。赤十字が「人道外交」と呼んでいるこれらの活動は、国際、国内、市民社会や地域社会といった異なるステージで、組織のトップから草の根のボランティアに至るまで、それぞれのステージに最もふさわしい様々な運動体構成員によ

て実施されています。なかでも、近衛日本赤十字社社長は、2009年から連盟の会長を務めており、60カ国以上を歴訪し、政府首脳に赤十字運動への理解や協力を求めています。また国連軍縮会議や国連防災会議等の国際会議では190の赤十字・赤新月社からなる連盟を代表して積極的に発言し、人道外交を引っ張っています。

こうした人道外交において基盤となっているのが、「人道」の追求を第一の動機とすること、そして政治的にも宗教的にも「中立」を貫くこと、といった赤十字の基本原則です。



▲アラブ首長国連邦赤新月社の名誉総裁と会談する近衛社長 © 日本赤十字社



▲国連世界人道サミットで連盟を代表して発言する近衛社長 © United Nations Webcast

2 人道外交

連盟は、「2020年に向けての戦略 (Strategy 2020)」の「活動2：グローバル化した世界で脆弱性を予防・軽減するために人道外交を展開する」の中で、人道外交を、「いかなる時も弱者の利益のために、人道の基本原則を尊重して行動するよう働きかけること」と定義し、以下のような活動を掲げています。

- ・各国赤十字・赤新月社のもつ政府の補助的役割を活かし、支援を必要とするより多くの人々に接する機会を得る
- ・草の根レベルから全世界まで広がる赤十字のネットワークを活かしながら、情報やツールを共有し、人道的諸問題に対し世間の関心を集め、行動するよう促す
- ・国際機関など外部パートナーと強固な関係を築きながら連携し、人道支援のための資源を共有する

このうち、「政府の補助的役割」を活かすことは、政治的にも宗教的にも中立の立場を貫きながら公正な人道支援を行う



▲フランス赤十字社 150 周年を記念してフランス外務省にてスピーチする近衛社長 (2014 年) © 日本赤十字社

赤十字の強みを活かした活動と言えます。この特別で独特なパートナーシップは、対話、信頼、協力、相互理解、そして尊重を通じて追及されており、それによって、非常に複雑で慎重に扱うべき人道的諸問題にも、建設的で独立した方法で対応することを可能にしています。この補助的立場でのパートナーシップにより、各国赤十字・赤新月社は政府との政策立案の場に同席することを特別に認められており、また、人道支援活動のための様々な資源を有意義に利用できるのです。

またICRCは人道外交を行う際、国連や欧州安全保障協力機構 (OSCE) など様々な国際機関に対しては、人道上の緊急の課題や原則についての意識を高めることとし、各国政府には、世界中で様々な人道問題が起きている事実を伝え、国際社会と課題を共有するための手段と位置付けています。



▲安倍首相と会談するペーター・マウラー | ICRC 総裁 © Jeff Cooke / ICRC

世界に届ける人々の声

カディアツ・カララさん (24 歳) は 2014 ~ 2015 年に西アフリカのシエラレオネ、リベリア、ギニアで猛威を振るったエボラ感染症の被害者の一人。ギニアのテルサ村で家族全員 14 人を失いました。赤十字社の食料支援でなんとかしのぎ、心のケアを受け「ギニア赤十字の支援のおかげで生き延びることが出来た」と赤十字へ感謝の言葉を述べています。

赤十字を通じたこれら三カ国への援助資金は約 125 億円で、現地赤十字社ボランティアの活動を支えています。感染者・接触者 800 万人を追跡調査し、死者 11,310 人 (※) の遺体処理と尊厳ある埋葬の多くを担い、ギニアにいたってはすべての埋葬が赤十字の手によって行われました。

国際赤十字・赤新月社連盟会長である近衛社長は、2016 年 2 月にシエラレオネ、ギニアを訪問。赤十字ボランティアをねぎらい、又あらゆる機会をとらえ「ボランティアの勇気と地域での献身的な活動なくしてはエボラ大流行の終焉はなかった」と広く世

界に訴えています。

(※ WHO Ebola Situation report June 10, 2016)



▲苦しい体験と赤十字への感謝を述べるカディアツさん © IFRC



▲ © Louise Cooper / オーストラリア赤十字社

原子力災害や核兵器問題への取り組み

1 原子力災害

2011年11月に開催された国際赤十字・赤新月社連盟総会において、原子力災害が連盟の任務である災害対応・対策に含まれることを確認し、そのなかで赤十字の役割を検討していく決議が示されました。これは、2011年3月11日の東日本大震災が引き金となった福島での原子力発電所事故の教訓などをふまえたものでした。

この決議を受け、翌5月に、日本赤十字社と連盟事務局との共催で、「原子力災害対策にかかる赤十字会議」を東京で開催、原子力災害への対応は政府や専門機関のみならず各国内で草の根の組織を持つ赤十字が中立な立場で取り組む意義があることを再確認しました。

また、2013年2月より連盟事務局に担当者1名を置き、CBRN（化学・生物・放射能・核）災害への対応経験がある赤十字・赤新月社による、原子力災害対策関係国赤十字社レファレンスグループを設置し、これまでにウィーン、ジュネーブ、福島、ベルリンで会議を重ね、各社の取り組み状況と今後の対応方針等を共有し、2015年には「国際赤十字の原子力災害に備えるためのガイドライン」を完成させました。

一方で、日本赤十字社は、福島での救護活動や復興支援活動で得た知見・教訓を国内外に発信し、国際赤十字の原子力

災害への備えにも貢献するため、2013年10月に「赤十字原子力災害情報センター」を設置しました。同センターでは、国際赤十字のガイドライン策定と並行し、「原子力災害における救護活動ガイドライン」を作成するとともに、デジタルアーカイブにより、赤十字の取り組み、国内外の原子力災害に関する情報、写真や動画など、合計1,927（日本語1,449、英語478）のコンテンツを世界中に公開しています（2016年8月現在）。

2015年に開催された第20回連盟総会では、事務総長レポートの「課題と成果」において、2011年の決議である原子力災害対策の成果として、連盟ガイドラインの策定、赤十字原子力災害情報センター設置、及びアーカイブによる取り組みが言及されました。言及を受けて日本赤十字社からは、世界的規模で原子力発電所の増設が見込まれる中、赤十字として不測の事態に備えるために、福島での経験と知見を国際的に活用していくことを各社に訴えました。

今後も原発立地国・近隣国を中心に、各国の状況に合わせたガイドラインやマニュアルの策定、訓練や資機材整備など、赤十字全体として原子力災害に対する備えを強化していくために、日本赤十字社の人的・技術的支援の継続が期待されています。

2 核兵器廃絶を目指して～赤十字のアプローチ～

広島と長崎に原子爆弾が投下されて70年を経た今でも、核兵器の廃絶には至っていません。被爆者の中には、今なお健康問題に苦しむ方がいる一方で、世界にはいまだ15,000

発以上の核弾頭が存在し、核爆発のリスクは世界を脅威に晒し続けています。

被爆の瞬間から始まった赤十字の取り組み

広島と長崎に投下された原子爆弾は一瞬のうちに町を廃墟に変えました。多くの人々の命を奪い、激しい苦痛をもたらしました。日本赤十字社は被爆直後から救護活動を開始。奇跡的に生き残った救護員や医師たちは、自らも放射能の脅威に晒されながら、被災現場で生存者の救護にあたりました。また、当時赤十字国際委員会駐日主席代表であったスイス人医師マルセル・ジュノー博士は、15トンの医薬品とともに外国人医師としていち早く広島に入り、多くの命を救いました。

国際赤十字は、第二次世界大戦後早い段階から国際社会に対し、核兵器の「非人道性」について訴えてきました。



▲被爆後の広島赤十字病院 © 日本赤十字社

1996年、国連の司法機関、国際司法裁判所で核兵器の合法性の問題が取り上げられました。裁判所の見解は、核兵器の威嚇・使用は、「国家の存亡にかかる自衛の極限状態において合法か違法かの結論を下すことはできない」としながらも、「人道法の原則及び規則（戦闘員と一般市民を区別できないこと等）に一般的に違反している」として、国際人道法の基本原則に反することを指摘しました。

その後、2008年10月に潘基文国連事務総長が核軍縮に向けた提案を行ったことや、2009年4月に「核兵器のない世界」を訴えたオバマ米大統領のプラハ演説により、核兵器廃絶の機運が高まりました。こうしたことを背景に、2011年の国際赤十字・赤新月運動代表者会議は、次のような決議を採択しました。

- ・今日の世界においてさえ、核兵器または放射線兵器の犠牲者を支援するための十分な能力を誰も有しないこと、またそのための現実的な、または調整された国際的な計画すら存在しないこと
- ・あらゆる政府は、核兵器の使用にかかる法的解釈の相違に関わらず、人道主義の観点から核兵器が二度と使用されないよう保証すべきこと

核兵器の犠牲者を誰も救うことはできない。これまで赤十字はあくまで国際人道法の観点から、その使用を「規制」する立場に立ち、核兵器そのものの合法性を議論したり、はっきりとその「禁止」を主張したりすることはしませんでした。しかし、代表者会議の決議では「人道主義」の観点から、その使用の

「禁止」を訴えています。赤十字も核兵器の「禁止・廃絶」に向け大きく舵をきりはじめたことは注目に値すべきことと言えます。2013年には、この決議を具体的に履行するための行動計画が策定されており、今後も赤十字には核兵器廃絶に向けた機運を高める役割をリードすることが期待されています。



▲広島市の原爆死没者慰霊碑に供花し黙祷する近衛社長とペーター・マウラー ICRC 総裁 © 日本赤十字社

「核兵器が使用されてから70年、今こそ核兵器の時代を終わらせる時です。核兵器を世界から完全に排除することは、人道の責務であり、前進に向けた唯一の道筋です。」

2015年、被爆70年目の節目を迎え、国際赤十字・赤新月社連盟会長である近衛社長と赤十字国際委員会（ICRC）のペーター・マウラー総裁は赤十字の立場を確認し、核兵器廃絶の実現を訴えました。

パートナーシップ



▲ © Soraya Dali - Balta / IFRC

1

国際赤十字のパートナーシップへの取り組み

国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）は190の赤十字・赤新月社の連合体ですが、法的には国連諸機関と同じく、国際機関としての位置づけを与えられています。赤十字国際委員会（ICRC）は、法的にはスイスの法人ですが、その国際的な使命から、連盟と並んで国連オブザーバーの地位を与えられています。また、個々の国連機関とも協力関係にあり、例えば連盟は国連開発計画（UNDP）との既存の協力関係をより一層拡大し、2015年12月に「災害対応」、「社会的統合」、「非暴力と平和の文化の

促進」の3つの分野で覚書を締結しました。

また、民間企業などとの連携にも力を入れており、特に大きな災害の際には、各国の赤十字・赤新月社とも連携し、インターネット、スマートフォン事業者と提携したグローバルな「デジタルファンドレイジング」も頻繁に行われています。また、毎年、スイスのダボスで開催される世界経済フォーラムにも参加し、さらなるパートナーシップ構築を模索しています。

2

日本赤十字社のパートナーシップへの取り組み

日本赤十字社の国際活動を拡大していくためには、日本赤十字社独自の限られた資源を活用するだけでなく、外部との連携を強化していく必要があります。政府においては、持続可能な開発目標達成のためには、市民社会や民間セクターの果たす役割が不可欠であるとの認識から、官民連携や民間企業・市民社会の活動を進めているところです。また、民間企業においても社会的責任（CSR）が高まり、国際的な社会貢献活動が活発化しています。日本赤十字社としても目標を共有できる民間企業や公的機関とのつながりを強化し、赤十字の強みを有効に活かし、連携・協働を進めています。

政府との連携の一例としては、開発途上国の赤十字社に対し、日本政府の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」への申請を側面支援することで、日本政府による赤十字活動への資金協力を実現してきました。

国際協力機構（JICA）との関係では、災害対策や保健医療事業などの分野において、赤十字の人的資源やコミュニティ活動をJICAの援助スキームと組み合わせ、効果的かつ効率的な支援に結び付けています。

また、各国赤十字社の活動と日系企業のCSR活動とのマッチングを図るなど、さまざまな企業や団体が持つ強みと現地のニーズの橋渡しを行っています。2013年から始まった「産休サンキュープロジェクト」は、出産をきっかけにいのちについて考え、生まれた命と支えてくれる周囲に感謝する思いを開発途上国の母子支援につなげる取り組みで、企業・団体からの賛同を得て、皆様の支援が一つの大きな支援になっています。



▲「産休サンキュープロジェクト」のロゴと支えられたいのち
© 日本赤十字社



▲ © 日本赤十字社

国際活動を担う人材の育成

これまで紹介してきた国際活動を展開するため、日本赤十字社では様々な種類の研修会を開催し、人材の育成をはかっています。

海外派遣要員になるための必須研修としては、赤十字の原則や理念、組織や活動の仕組みなどについてインターネットで自己学習する「国際救援・開発協力要員研修Ⅰ（WORC）、研修Ⅰで学んだ基礎を、仮想の被災地や紛争地におけるシナリオを使用したロールプレイやグループディスカッションを通して、より具体的に理解を深める「国際救援・開発協力要員研修Ⅱ（IMPACT）、赤十字の緊急対応の仕組みや活動について学ぶ「ERU（Emergency Response Unit）研修」などがあります。

要員が現地で健康かつ安全に活動できるように、インター

ネットで自己学習する「国際赤十字・赤新月社連盟危機管理研修Ⅰ（Stay safe - Personal security）」および集合型の「危機管理研修Ⅱ」の受講も必須にしています。

また、専門的な知識や技術を習得する「戦傷・災害外傷研修」や「熱帯医学研修」、事業のマネジメントに役立つ「PCM研修」、その他国際赤十字が主催する様々な研修コースも組み合わせ、自然災害や紛争下での多様なニーズに応えられるよう要員を育成しています。

なお、現在、日本赤十字社では494人の海外派遣にかかる登録要員がおり（2016年7月現在）、その中から常時約20人前後が世界各国へ派遣されています。



▲緊急対応ユニット（ERU）資機材の展開訓練（基礎保健 ERU 研修）



▲戦傷や災害外傷の治療や看護について学ぶ研修生（戦傷・災害外傷研修）



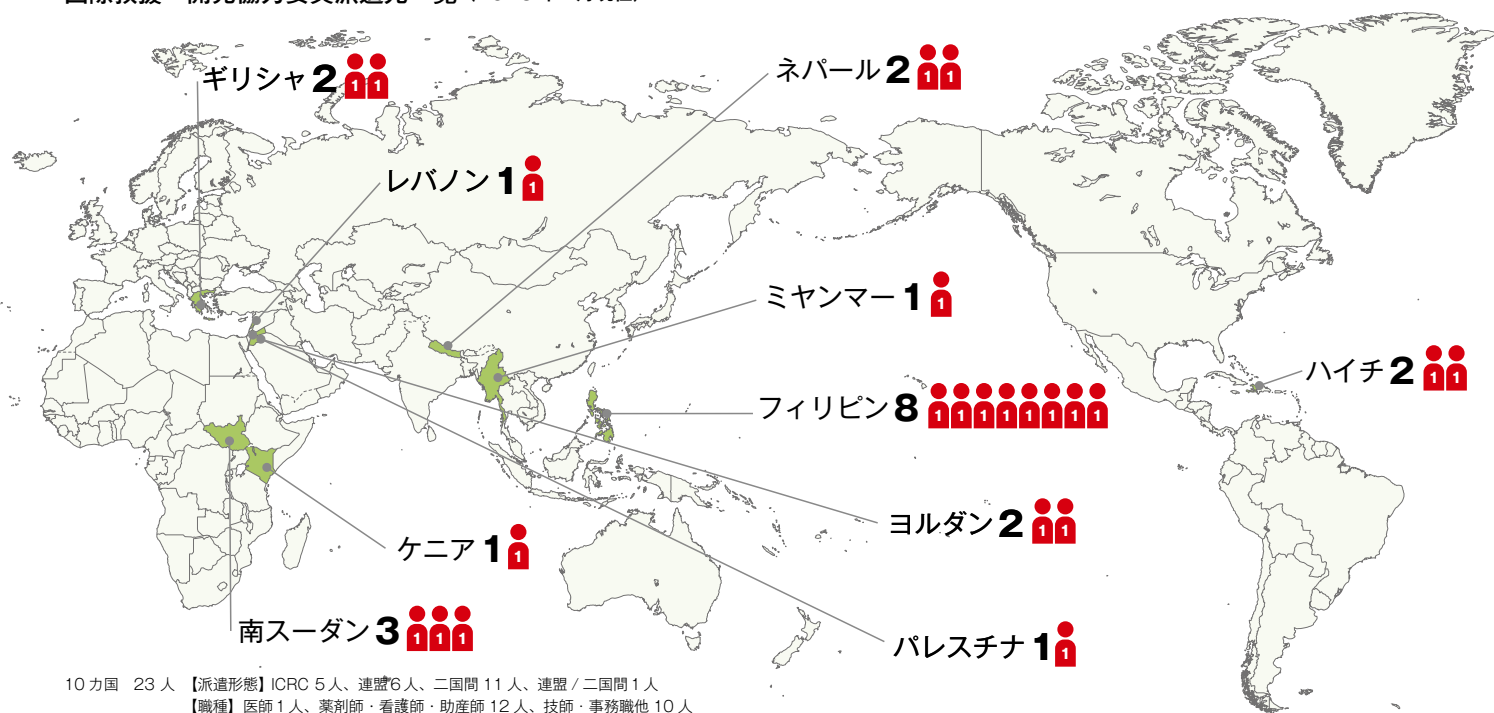
▲マラリアの診断実習（熱帯医学研修）

国際医療救援拠点病院

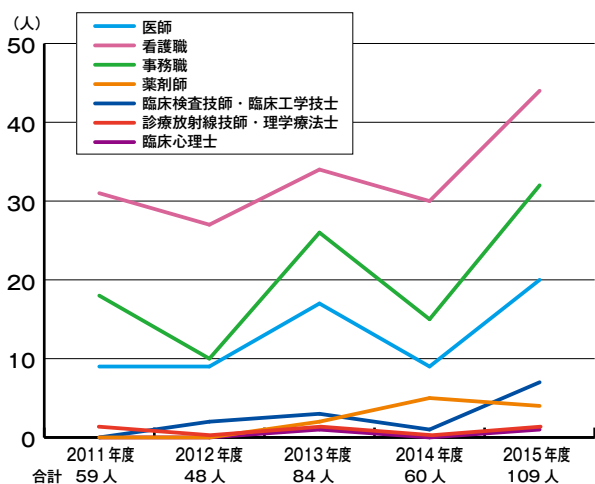


海外での医療救援活動に迅速に対応するため、5カ所の赤十字病院が緊急救援の体制を整え、日頃から人材の育成に努めています。日本赤十字社は、これらの国際医療救援拠点病院を中心に、国内 92 カ所にある赤十字病院のスケールメリットを活かして、海外での災害や紛争地での医療救援活動などを行っています。

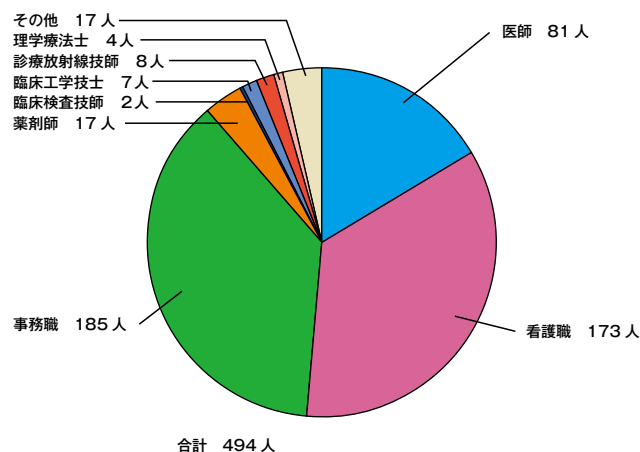
国際救援・開発協力要員派遣先一覧（2016年7月現在）



海外派遣実績（派遣職種別・年度別・延べ人数）



海外派遣登録要員の職種内訳（2016年7月現在）



「被災者のこころのケア～多様な職種が求められています～」

森光 玲雄（もりみつ れお） 臨床心理士

2015年ネパール大地震では、家や学校などの行き場を失った子どもたちへチャイルドフレンドリースペースを提供したり、地元の医療従事者らに呼吸法やヨガのリラクゼーション講座を開催したりと、地震後の劣悪な生活環境の中でもストレスを深刻化させないための支援を行いました。私が海外でこころのケアに携わるようになって以来、災害多発国の日本、特に東日本大震災のような未曾有の災害からも立ち上がる日本人からこころのケアの手法を学びたいという声は多く、2015年、16年と続けてウクライナの紛争被災者の支援にもあたっています。こころのケアは文化や習慣など、その土地の人々の暮らしに真に寄り添いながら展開していく活動です。海外の被災者に寄り添う活動をぜひ一緒に発展させましょう。

現場からの声



▲チャイルドフレンドリースペースでの活動の様子 © 日本赤十字社



▲ © ALANAH TORRALBA / IFRIC

国際活動の財源

ICRC、連盟、各国赤十字・赤新月社の財源

ICRC、連盟、各国赤十字・赤新月社では、それぞれ個別の財源確保と会計システムを持っています。

1. 赤十字国際委員会 (ICRC)

ICRCの活動財源の大部分は、ジュネーブ諸条約締約国政府から拠出される資金を拠出所としています。2015年のICRC総収入額は約14億9725万スイスフラン（約1,497億円）で、そのうちの約92.6%が、締約国政府及び欧州委員会からの資金です。また、各国赤十字・赤新月社が任意の拠出金を出しており、その総額は収入の約2.3%です。総収入の約87.5%が、ICRCが世界中で展開する紛争犠牲者の保護・救援活動の直接経費に使われ、ジュネーブのICRC本部運営費として使われた資金は全体の約12.5%でした。

2. 国際赤十字・赤新月社連盟 (連盟)

連盟の主な財源は、(1) 各国赤十字・赤新月社からの分担金、(2) 年次緊急救援アピール（援助要請）等に応じて各国政府・赤十字・赤新月社から拠出される任意拠出金です。

(1) 分担金：各国赤十字・赤新月社から、支払い能力や国連分担金を参考にして決められた比率に基づき支払われる義務的な拠出金です。連盟事務局、理事会等の運営管理にかかる経費として使われています。

(2) アピールに応じて拠出される任意拠出金：連盟では毎年、その年に実施する事業を発表し、各国の赤十字社等に対して資金協力を要請します（年次アピール）。一方、災害の発生のたびに、人的・物的・資金的協力を求めて出されるのが「緊急救援アピール」です。これらのアピールに応え、各国の赤十字・赤新月社から任意に資金が拠出されます。多くの部分は援助事業に使われます。また、一定の比率（6.5%、ないし7.5%）の額が、連盟の地域代表部等の事務局運営経費に使われています。

2015年の連盟の総収入額は約4億2,190万スイスフラン（約422億円）で、そのうちの約76.9%が各国赤十字・赤新月社や各国政府等からの任意拠出金、約8.3%が分担金です。

3. 各国赤十字・赤新月社

各国赤十字・赤新月社の財源確保の方法は、それぞれの国情を反映して実にさまざまです。

主な財源は個人や企業からの寄付金、赤十字メンバーからの会費による場合が一般的ですが、その他にも、投資、バザー、腕相撲大会等のチャリティー事業、宝くじ、中古衣類販売、建物の賃貸、各種有料講習会、赤十字切手の販売などがあります。

また、北欧を中心としたヨーロッパの赤十字社の場合、国際活動資金の多くは、政府及びECHO（欧州連合人道局）から拠出されています。

日本赤十字社が実施する国際活動は、毎年12月にNHKの協力で行われる「NHK海外たすけあい」募金キャンペーンや、海外で発生した大規模災害や紛争に際して寄せられる救援金を主な財源としており、赤十字社員（会員）からの社費（会費）も一部充当しています。

※1スイスフラン=100円と
して換算



▲ © IFRIC

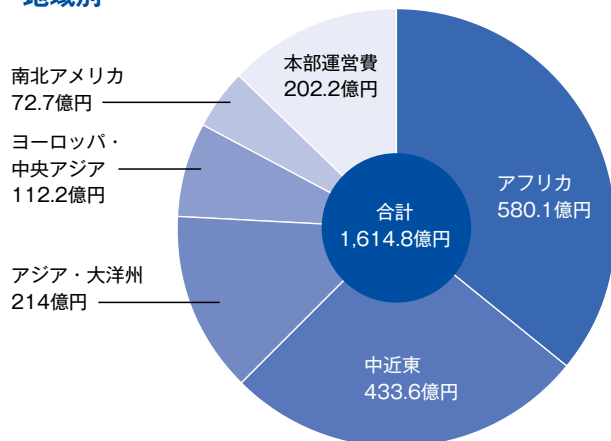
ICRC2015年決算 (ICRC 2015 Annual Reportより)

収入の部

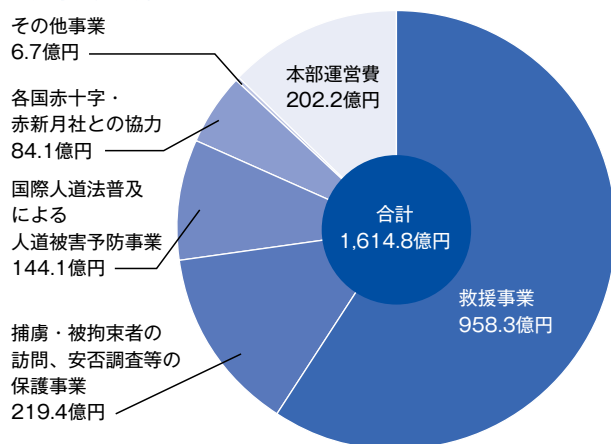
政府（含む欧州委員会）からの拠出金	1,387.0億円
国際機関からの拠出金	2.1億円
超国家機関からの拠出金	0.2億円
各国赤十字・赤新月社からの拠出金	33.7億円
公共機関からの拠出金	7.8億円
民間からの拠出金	66.4億円
合計	1,497.2億円

支出の部

地域別



事業内容別



2015年支援対象の金額上位10カ国

1	シリア	137.5億円
2	南スーダン	137.4億円
3	イラク	106.6億円
4	アフガニスタン	81.0億円
5	ソマリア	63.2億円
6	コンゴ民主共和国	60.8億円
7	ナイジェリア	59.3億円
8	イスラエル・パレスチナ自治区	52.1億円
9	ウクライナ	49.7億円
10	イエメン	49.4億円

上位10カ国合計

797.0億円

(1スイスフラン=100円で換算)

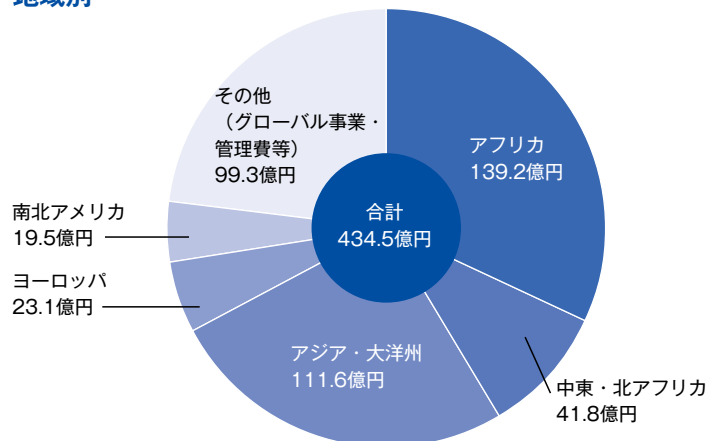
連盟2015年決算 (連盟 2015年度監査報告書より)

収入の部

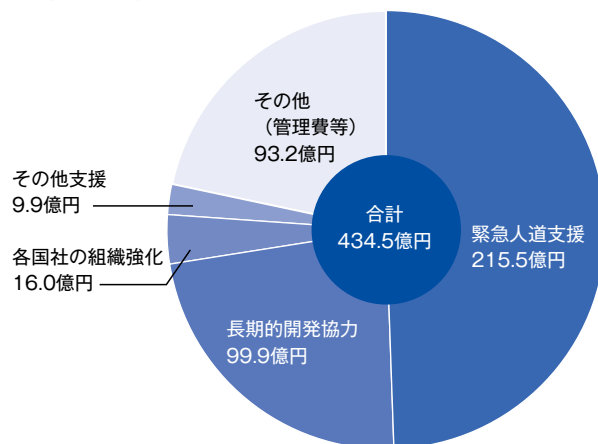
任意拠出金	330.9億円
サービス料	56.5億円
各国赤十字・赤新月社からの分担金	35.1億円
その他	2.7億円
合計	425.2億円

支出の部

地域別



事業内容別



2015年支援対象の金額上位10社

1	ネパール赤十字社	48.8億円
2	シリア赤新月社	29.0億円
3	ギニア赤十字社	22.6億円
4	シエラレオネ赤十字社	18.7億円
5	ギリシャ赤十字社	7.6億円
6	ミャンマー赤十字社	6.3億円
7	アフガニスタン赤新月社	5.6億円
8	リベリア赤十字社	5.1億円
9	ヨルダン赤新月社	4.6億円
10	朝鮮赤十字会	4.5億円

上位10社合計

152.8億円

(1スイスフラン=100円で換算)

ソーシャルメディア

世界の人道問題と赤十字の国際活動の「今」をお伝えしています。

▶ 赤十字国際ニュース

毎週、メールマガジンを発行しています。世界で起こっている人道問題に焦点を当て、赤十字の取り組みが分かる内容をお届けします。



(まぐまぐ登録画面)

▶ 日本赤十字社公式 Facebook

日本赤十字社の国際活動をはじめ、国内における幅広い活動についても随時配信しています。



▶ ホームページ

日本赤十字社	http://www.jrc.or.jp/
赤十字国際委員会 駐日事務所	http://jp.icrc.org/
国際赤十字・赤新月社連盟	http://www.ifrc.org/

発行日 2016年9月

発行元 日本赤十字社

〒105-8521 東京都港区芝大門1丁目1番3号 TEL. 03-3437-7087 FAX. 03-6679-0785